

令和 6 年度 東京電力福島原子力発電所事故調査
委員会の報告書を受けて講じた措置

第 217 回国会（常会）提出

この文書は、国会法（昭和 22 年法律第 79 号）附則第 11 項の規定に基づく、東京電力
福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書である。

令和6年度 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置

目 次

第1章 本報告書の位置付け.....	1
第2章 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて政府が講じた措置.....	6
「提言2：政府の危機管理体制の見直し」を受けた取組.....	6
「提言3：被災住民に対する政府の対応」を受けた取組.....	15
「提言4：電気事業者の監視」を受けた取組.....	29
「提言5：新しい規制組織の要件」を受けた取組.....	43
「提言6：原子力法規制の見直し」を受けた取組.....	56

第1章 本報告書の位置付け

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成 23 年法律第 112 号）に基づき国会に設置された東京電力福島原子力発電所事故調査委員会（以下「国会事故調」という。）は、東京電力福島原子力発電所事故の調査・提言を行うことを目的として平成 23 年 12 月 8 日に発足し、平成 24 年 7 月 5 日に国会の両院議長に報告書（以下「国会事故調報告書」という。）を提出した。

国会事故調報告書には、東京電力福島原子力発電所事故の直接又は間接の原因の究明等の調査結果のほか、原子力に関する基本的な政策並びに当該政策に関する事項を所掌する行政組織の在り方の見直しを含む原子力発電所の事故の防止及び原子力発電所の事故に伴い発生する被害の軽減のため講ずべき施策又は措置についての提言が盛り込まれている（表 1）。国会事故調報告書を受けて政府が講じた措置については、国会法（昭和 22 年法律第 79 号）附則第 11 項において、当分の間毎年、国会に報告書を提出しなければならない旨が規定されており（表 2）、昨年度は令和 6 年 6 月 18 日に「令和 5 年度 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置」を閣議決定し、第 213 回国会に提出した。

本報告書は、引き続き、国会法の規定に基づき、令和 6 年度に政府が講じた措置について取りまとめたものである。構成については、政府に対する各提言を受けて令和 5 年度までに講じてきた措置や現在まで継続的に講じている措置のうち、主なものの概要を「基本的な対応」として取りまとめ、その上で、令和 6 年度に講じた主な措置を取りまとめたものとなっている。

なお、各提言を受けて政府として講じた措置や関連施策について、より詳しく報告している白書等を「関連白書等」として提言ごとに付記している。

表 1 国会事故調提言

提言 1：規制当局に対する国会の監視

国民の健康と安全を守るために、規制当局を監視する目的で、国会に原子力に係る問題に関する常設の委員会等を設置する。

- 1) この委員会は、規制当局からの説明聴取や利害関係者又は学識経験者等からの意見聴取、その他の調査を恒常的に行う。
- 2) この委員会は、最新の知見を持って安全問題に対応できるよう、事業者、行政機関から独立した、グローバルな視点を持った専門家からなる諮問機関を設ける。
- 3) この委員会は、今回の事故検証で発見された多くの問題に関し、その実施・改善状況について、継続的な監視活動を行う。
- 4) この委員会はこの事故調査報告について、今後の政府による履行状況を監視し、定期的に報告を求める。

提言 2：政府の危機管理体制の見直し

緊急時の政府、自治体、及び事業者の役割と責任を明らかにすることを含め、政府の危機管理体制に関係する制度についての抜本的な見直しを行う。

- 1) 政府の危機管理体制の抜本的な見直しを行う。緊急時に対応できる執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化を制度的に確立する。
- 2) 放射能の放出に伴う発電所外（オフサイト）の対応措置は、住民の健康と安全を第一に、政府及び自治体を中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分担を行い実施する。
- 3) 事故時における発電所内（オンサイト）での対応（止める、冷やす、閉じ込める）については第一義的に事業者の責任とし、政治家による場当たりの指示・介入を防ぐ仕組みとする。

提言 3：被災住民に対する政府の対応

被災地の環境を長期的・継続的にモニターしながら、住民の健康と安全を守り、生活基盤を回復するため、政府の責任において以下の対応を早急に取り組む必要がある。

- 1) 長期にわたる健康被害、及び健康不安へ対応するため、国の負担による外部・内部被ばくの継続的検査と健康診断、及び医療提供の制度を設ける。情報については提供側の都合ではなく、住民の健康と安全を第一に、住民個々人が自ら判断できる材料となる情報開示を進める。

- 2) 森林あるいは河川を含めて広範囲に存在する放射性物質は、場所によっては増加することもあり得るので、住民の生活基盤を長期的に維持する視点から、放射性物質の再拡散や沈殿、堆積等の継続的なモニタリング、及び汚染拡大防止対策を実施する。
- 3) 政府は、除染場所の選別基準と作業スケジュールを示し、住民が帰宅あるいは移転、補償を自分で判断し選択できるように、必要な政策を実施する。

提言 4：電気事業者の監視

東電は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電事連を介して、保安院等の規制当局の意思決定過程に干渉してきた。国会は、提言 1 に示した規制機関の監視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監視する必要がある。

- 1) 政府は電気事業者との間の接触について、ルールを定め、それに従った情報開示を求める。
- 2) 電気事業者間において、原子力安全のための先進事例を確認し、その達成に向けた不断的な努力を促す相互監視体制を構築する。
- 3) 東電に対して、ガバナンス体制、危機管理体制、情報開示体制等を再構築し、より高い安全目標に向けて、継続した自己改革を実施するように促す。
- 4) 以上の施策の実効性を確保するため、電気事業者のガバナンスの健全性、安全基準、安全対策の遵守状態等を監視するために、立ち入り調査権を伴う監査体制を国会主導で構築する。

提言 5：新しい規制組織の要件

規制組織は、今回の事故を契機に、国民の健康と安全を最優先とし、常に安全の向上に向けて自ら変革を続けていく組織になるよう抜本的な転換を図る。新たな規制組織は以下の要件を満たすものとする。

- 1) 高い独立性：①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスを確立する。
- 2) 透明性：①各種諮問委員会等を含めて意思決定過程を開示し、その過程において電気事業者等の利害関係者の関与を排除する。②定期的に国会に対して、全ての意思決定過程、決定参加者、施策実施状況等について報告する義務を課す。③推進組織、事業者、政治との間の交渉折衝等に関しては、議事録を残し、原則公開する。④委員の選定は第三者機関に 1 次選定として、相当数の候補者の選定を行わせた上で、その中から国会同意人事として国会が最終決定するといった透明なプロセスを設定する。

- 3) 専門能力と職務への責任感：①新しい規制組織の人材を世界でも通用するレベルにまで早期に育成し、また、そのような人材の採用、育成を実現すべく、原子力規制分野でのグローバルな人材交流、教育、訓練を実施する。②外国人有識者を含む助言組織を設置し、規制当局の運営、人材、在り方等の必要な要件設定等に関する助言を得る。③新しい組織の一員として、職務への責任感を持った人材を中心とすべく、「ノーリターンルール」を当初より、例外なく適用する。
- 4) 一元化：特に緊急時の迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮に向けて組織体制の効果的な一元化を図る。
- 5) 自律性：本組織には、国民の健康と安全の実現のため、常に最新の知見を取り入れながら組織の見直しを行い、自己変革を続けることを要求し、国会はその過程を監視する。

提言 6：原子力法規制の見直し

原子力法規制については、以下を含め、抜本的に見直す必要がある。

- 1) 世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。
- 2) 安全確保のため第一義的な責任を負う事業者と、原子力災害発生時にこの事業者を支援する他の事故対応を行う各当事者の役割分担を明確化する。
- 3) 原子力法規制が、内外の事故の教訓、世界の安全基準の動向及び最新の技術的知見等が反映されたものになるよう、規制当局に対して、これを不断かつ迅速に見直していくことを義務付け、その履行を監視する仕組みを構築する。
- 4) 新しいルールを既設の原子炉にも遡及適用すること（いわゆるバックフィット）を原則とし、それがルール改訂の抑制といった本末転倒な事態につながらないように、廃炉すべき場合と次善の策が許される場合との線引きを明確にする。

提言 7：独立調査委員会の活用

未解明部分の事故原因の究明、事故の収束に向けたプロセス、被害の拡大防止、本報告で今回は扱わなかった廃炉の道筋や、使用済み核燃料問題等、国民生活に重大な影響のあるテーマについて調査審議するために、国会に、原子力事業者及び行政機関から独立した、民間中心の専門家からなる第三者機関として（原子力臨時調査委員会〈仮称〉）を設置する。また国会がこのような独立した調査委員会を課題別に立ち上げられる仕組みとし、これまでの発想に拘泥せず、引き続き調査、検討を行う。

表 2 国会法（抄）

国会法（昭和 22 年法律第 79 号）

附則第 11 項

内閣は、当分の間毎年、国会に、前項の法律（注：東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法）の規定により送付を受けた東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置に関する報告書を提出しなければならない。

○「関連白書等」に係る凡例

- ・防災白書 … 「防災に関してとった措置の概況」及び「令和 7 年度の防災に関する計画」
- ・原子力規制委員会年次報告 … 令和 6 年度原子力規制委員会年次報告
- ・東日本大震災からの復興の状況に関する報告 … 東日本大震災からの復興の状況に関する報告
- ・エネルギー白書 … 令和 6 年度エネルギーに関する年次報告
- ・環境白書 … 「令和 6 年度環境の状況」及び「令和 7 年度環境の保全に関する施策」
「令和 6 年度循環型社会の形成の状況」及び「令和 7 年度循環型社会の形成に関する施策」
「令和 6 年度生物の多様性の状況」及び「令和 7 年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」

第2章 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて政府が講じた措置

提言2：政府の危機管理体制の見直し

緊急時の政府、自治体、及び事業者の役割と責任を明らかにすることを含め、政府の危機管理体制に関係する制度についての抜本的な見直しを行う。

提言2 1) 政府の危機管理体制の抜本的な見直しを行う。緊急時に対応できる執行力のある体制づくり、指揮命令系統の一本化を制度的に確立する。

【基本的な対応】

- 平成24年6月の原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）の改正により、同年9月に原子力災害対策本部が拡充された。具体的には、①発電用原子炉の事故について、従来の経済産業大臣に加え、原子力災害対策副本部長に内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員会委員長（必要に応じて他の国務大臣等）を充てることとするとともに、②本部員に全ての国務大臣及び内閣危機管理監（必要に応じて副大臣又は大臣政務官）を充てることとした。
- 原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号。以下「設置法」という。）により平成24年6月に改正された原子力基本法（昭和30年法律第186号）に基づき、原子力防災に関する平時からの総合調整を行う原子力防災会議を設置し、議長には内閣総理大臣を、副議長には内閣官房長官、環境大臣及び原子力規制委員会委員長を、議員には全ての国務大臣及び内閣危機管理監を、事務局長には環境大臣を同年9月よりそれぞれ充てることとした。
- 原子力災害対策本部の事務局機能の強化を図るため、平成24年10月原子力防災会議幹事会決定により原子力災害対策マニュアルを見直し、特に大規模自然災害との複合災害の発生時においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、総理大臣官邸（以下「官邸」という。）を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を確保した。
- 原災法に基づき、原子力事業者、国、地方公共団体等による原子力災害

対策の円滑な実施を確保し、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の影響を最小限に抑える防護措置を確実なものとするため、平成 24 年 10 月に原子力災害対策指針を策定した。対策の拡充等に応じて、順次改正を行っている。

- 平成 26 年 10 月に、関係省庁、関係自治体等との平時及び有事における原子力防災に係る総合調整を一元的に担う組織として内閣府政策統括官（原子力防災担当）を設置し、政府の原子力防災に係る体制を抜本的に強化した。
- 政府の危機管理体制の見直しを行うため、平成 27 年 3 月に取りまとめた「政府の危機管理組織の在り方について（最終報告）」を踏まえ、同年 7 月の中央防災会議において防災基本計画を修正し、複合災害対策の強化として、緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の両本部間の連携の強化、一体的運営に係る対策等について規定した。
- 原子力災害対応体制の充実を図ることに加えて、防災全般についても、防災の専門人材の確保・育成や、過去に防災関連業務に従事した経験のある職員（いわゆる「防災予備役」職員）の活用を進める等、危機管理体制の更なる充実に取り組んでいる。
- こうした取組を踏まえた原子力災害の対応体制を検証するため、自然災害との複合災害を想定しつつ、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で、原災法に基づく原子力総合防災訓練を実施している。
- 原子力災害時における医療体制の整備については、基幹高度被ばく医療支援センターの指定を受けた国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構のほか、高度被ばく医療支援センター等の指定を受けた国立大学法人弘前大学、公立大学法人福島県立医科大学、国立大学法人福井大学、国立大学法人広島大学及び国立大学法人長崎大学と緊密に連携を図るとともに、上記 6 施設における施設設備の整備を支援し、被ばく傷病者の受入れ及び医療従事者の教育・研修のための環境の整備等を行っている。
- 国際原子力機関（IAEA:International Atomic Energy Agency。以下「IAEA」という。）では、加盟国の要請に基づき、原子力、放射線、放射性廃棄物及び輸送の安全性に関する規制基盤の実効性の強化・向上を目的として、IAEA が招聘した各国規制機関の専門家等が、IAEA の安全基準に基づき評価を行う総合規制評価サービス（IRRS:Integrated Regulatory

Review Service。以下「IRRS」という。)を提供している。その指摘を踏まえ、原子力規制委員会は、令和2年3月30日に、放射性物質の陸上輸送に伴い災害等が発生した場合の初動対応を明確化するためのマニュアルを整備した。

【令和6年度に講じた主な措置】

(原子力防災に関する訓練・研修)

原子力防災に係る訓練については、職員の異動時期を考慮しつつ、年間を通じた段階的な訓練を通じて、職員の危機管理対応能力の向上を図った。また、国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認等を目的として、令和7年2月14日から16日にかけて、鹿児島県川内地域を対象とし、原子力総合防災訓練を実施した。各地域で取り組む原子力防災訓練においても、住民避難や避難所運営訓練等を実施した。

原子力防災に係る人材育成については、国や自治体の職員等向けの研修として、体系的に人材育成を推進すべく、基礎的な研修から、国や自治体の対策本部等において中心的役割を担う人材向けの研修、自治体の実務担当者向けの研修等、様々な研修を実施している。令和6年度においては、情報通信技術を用いた遠隔開催や、実機を使用した測定機器展開等の集合研修を計画どおり実施し、習熟を図った。

また、万が一原子力災害が発生し災害対応が長期化した際の対応については、原子力被災者への支援に係る諸課題の抽出等を、関係省庁と連携しながら進めるとともに、他の拠点とも連携した初動対応時からの訓練を実施した。

(政府の危機管理組織の在り方・政府の原子力防災体制の強化)

令和5年度、放射性同位体に関する輸送事故の実動訓練を原子力規制庁内で実施したところ、警察庁等との連携が必要であることが指摘されたことを踏まえ、放射性物質の陸上輸送に係る警察庁、国土交通省及び消防庁に訓練参加を呼び掛け、令和7年3月27日に机上訓練を実施した。

原子力災害時における医療体制の整備については、令和5年4月1日より福井大学を高度被ばく医療支援センターに新たに指定し、基幹高度被ばく医療支援センターの指定を受けた量子科学技術研究開発機構のほか、高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの指定を受けた弘前大学、福島県立医科大学、広島大学及び長崎大学の6施設による体制を確立した。また、

上記 6 施設における施設設備の整備を支援し、被ばく傷病者の受入れ及び医療従事者の教育・研修のための環境の整備を図った。

令和 6 年 11 月 26 日 22 時 47 分に発生した石川県西方沖を震源とする地震により、原子力施設の立地市町村である石川県志賀町で震度 5 弱が観測された。原子力規制委員会は、同日 22 時 54 分に情報収集事態に該当すると判断して情報連絡室を設置し、直ちに、事業者から設備の状況や周辺環境の放射線測定値についての情報を収集して異常がないことを確認するとともに、関係省庁等に対して情報を共有した。また、原子力規制委員会ホームページ及びメールで情報発信を行った。同月 27 日 0 時 28 分に情報収集事態を解消して、情報連絡室を廃止した。

このほか、令和 6 年 4 月 17 日の豊後水道で発生した地震、同年 7 月 24 日から 27 日にかけての大雨に係る自然災害、同年 8 月 8 日の日向灘で発生した地震及び南海トラフ地震臨時情報の発表による自然災害に起因する情報収集連絡体制の強化並びに、同年 5 月 27 日の北朝鮮によるミサイル発射事案に対しても、情報収集連絡体制を強化して、それぞれ原子力施設に異常がないことを迅速に確認し、関係省庁等に対して情報共有を行うとともに対外的に情報発信を行った。特に運用開始以来、初の対応となった南海トラフ地震臨時情報の発表に係る対応においては、南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村に所在する原子力施設に係る事業者等への注意喚起に加え、これらに所在する原子力規制事務所への注意喚起を行った。

（令和 6 年能登半島地震に関する対応）

令和 6 年 1 月 1 日に石川県能登地方で発生した最大震度 7 を観測した地震では、原子力災害は発生しなかったものの、多数の道路寸断、孤立地区の発生、放射線防護施設の損傷が生じたため、原子力災害対策重点区域内（北陸電力志賀原子力発電所から約 30km 圏内）において、関係自治体への聞き取り及び現場確認を実施した。この結果、基本的な避難ルートについては 4 か所を除き迂回路を活用することで、物理的には通行可能であったこと、14 か所において孤立地区が発生したことなどを確認し、「令和 6 年能登半島地震に係る志賀地域における被災状況調査（令和 6 年 4 月版）」として、調査結果を取りまとめた。

（原子力災害対策指針等）

原子力災害対策指針については、最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう充実を図っている。

令和6年度第31回原子力規制委員会（令和6年9月11日）において、原子力災害対策指針の改正を行い、全国規模での活動体制を有する原子力災害医療協力機関について、国が指定要件に基づき指定する枠組みを新設し、当該枠組みに基づき令和6年度第62回原子力規制委員会（令和7年2月12日）で日本診療放射線技師会を指定した。

令和6年1月に女川地域で開催した地元自治体との意見交換を踏まえ、同年3月に屋内退避を最も効果的に運用するための検討を行うことを目的として、外部専門家、自治体関係者、内閣府（原子力防災担当）も参加する原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームの設置を了承した。

令和7年3月28日に検討チームは、関係自治体への意見照会結果も踏まえ、屋内退避の解除要件、継続を判断するタイミングの目安、屋内退避中の一時外出の考え方などを示した報告書を取りまとめた。

（関連白書等：防災白書、原子力規制委員会年次報告）

提言 2 2) 放射能の放出に伴う発電所外（オフサイト）の対応措置は、住民の健康と安全を第一に、政府及び自治体を中心となって、政府の危機管理機能のもとに役割分担を行い実施する。

【基本的な対応】

- 平成 25 年 9 月の原子力防災会議において「地域防災計画の充実に向けた今後の対応」を決定し、13 地域（泊、東通、女川、福島、東海第二、柏崎刈羽、志賀、福井、浜岡、島根、伊方、玄海、川内）それぞれに、課題解決のためのワーキングチームを設置した。各地域に共通して対応すべき事項については、関係府省等の検討結果を取りまとめ、「共通課題についての対応方針」として平成 25 年 10 月に関係道府県に提示した。そして、平成 27 年 3 月、支援体制を強化するとともに、ワーキングチームの名称を「地域原子力防災協議会」に変更した。この地域原子力防災協議会の活動を通じ、関係地方公共団体と一体になって避難計画の策定支援や広域調整、国の実動組織の支援等について検討し、地域防災計画・避難計画の具体化・充実化を支援している（令和 6 年 3 月末時点において、原子力災害対策指針等を踏まえた地域防災計画は、対象となる 21 道府県及び 135 市町村全てにおいて策定済みである。避難計画については、135 市町村のうち 129 市町村において策定済みである。）。
- 地域防災計画・避難計画の具体化・充実化が図られた地域については、同協議会において各地域の「緊急時対応」として取りまとめ、これが原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認し、原子力防災会議に報告し了承を得ることとしている。これまで、川内地域、伊方地域、高浜地域、泊地域、玄海地域、大飯地域、女川地域、美浜地域及び島根地域の 9 地域について取りまとめた。
- また、同協議会の活動として、①地域防災計画・避難計画の策定支援・確認に加えて、②防災訓練の実施、③訓練結果からの教訓事項の抽出、④更なる計画等の改善を柱とする PDCA サイクルを導入した。さらに、政府としてこれらの仕組みを明確にするため、平成 27 年 3 月に防災基本計画を修正し、明記した。一旦策定した避難計画についても、地方公共団体への支援を継続して行い、避難訓練の結果等も踏まえ、継続して避難計画を改善・強化している（各地域の「緊急時対応」を随時見直し、これまで、川

内地域を2回、伊方地域を3回、高浜地域を2回、泊地域を2回、玄海地域を2回、大飯地域を1回、女川地域を2回改定した。)

- 原子力災害対策指針では、住民の健康・安全の確保、対策の意思決定の明確化等の観点から、防護措置の基本的枠組みとして、原子力災害対策重点区域（予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone。原子力施設からおおむね5kmを目安。）、緊急防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone。原子力施設からおおむね30kmを目安。）、原子力事業者が緊急事態区分に該当する状況にあるか否かを判断する緊急時活動レベル（EAL:Emergency Action Level。）や運用上の介入レベル（OIL:Operational Intervention Level。空間放射線量率等により評価。）の設定をした。
- これらの区域ごとに、国と地方公共団体が行うべき情報提供、モニタリング、防護措置等を示すなど、国と地方の役割分担を含め、オフサイトの対応措置を強化し、「緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）」、「緊急時モニタリングセンター設置要領」、「緊急時モニタリングに係る動員計画」等を策定している。
- 原子力規制委員会は、緊急時に原子力施設周辺等のモニタリングを指揮するため上席放射線防災専門官の現地原子力規制事務所への配置を図るとともに、「放射線モニタリング情報共有・公表システム」を令和3年3月に運用開始し、緊急時における国民への情報伝達の円滑化のために、平常時からモニタリング情報の公表を行っている。また、令和6年能登半島地震や最新の技術動向を踏まえ、放射線モニタリングの分野に新たな技術を実装し、より強靱で機動的な放射線モニタリングシステムを構築するべく、先進的モニタリングシステム構想を取りまとめ、迅速かつきめ細かい原子力災害対応を実現するための機動的なモニタリングや、複合災害時に機能維持するための強靱で多様な手段を備えたモニタリングの実現に向けた取組を進めている。また、モニタリングの省人化・コスト削減・DX化の実現に資する取組を進めている。
- 新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害における防護措置については、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。そのため、内閣府は、令和2年6月に「新型

コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」を公表、同年11月には「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインについて」を発出し、原子力災害時においては、たとえば屋内退避中であっても放射性物質の放出に注意しながら換気を行うなど、各地域の「緊急時対応」等に基づく防護措置と、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく行動計画等による感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策に万全を期すこととした。

【令和6年度に講じた主な措置】

（地域防災計画・避難計画の策定支援等）

「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定）においては、「道路整備による避難経路の確保等を含め、原子力防災体制の充実に取り組む。」とした。これを踏まえ、関係省庁が連携し、継続的な防災体制の充実・強化を進めていくこととなった。

例えば、内閣府では、令和6年度補正予算における事業として、放射線防護対策等事業を行った。また、令和7年度予算における事業として、地方公共団体が行う防災活動に必要な放射線測定器及び防護服等の資機材の整備並びに原子力災害時の避難円滑化対策等の支援を行うこととしている。

（放射線モニタリング情報共有・公表システムと新総合防災情報システムとの連携）

関係府省庁間の防災情報に係る連携を強化するため、令和5年2月6日に開催された防災デジタルプラットフォームに関する関係省庁連絡会議の内容を踏まえ、放射線モニタリング情報共有・公表システム（RAMIS）が原子力災害時対応に向け収集している放射線モニタリング情報と内閣府所管である新総合防災情報システム（SOBO-WEB）が持つ防災関連情報との連携に係るシステム改良を行い、令和7年3月からデータ連携を開始した。

（関連白書等：防災白書、原子力規制委員会年次報告）

提言 2 3) 事故時における発電所内（オンサイト）での対応（止める、冷やす、閉じ込める）については第一義的に事業者の責任とし、政治家による場当たり的な指示・介入を防ぐ仕組みとする。

【基本的な対応】

- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「原子炉等規制法」という。）の平成 24 年 6 月の改正により、事故時における発電所内での対応を含め、原子力事業者の災害の防止に関する必要な措置を講じる責務等が明確化されたとともに、原災法において、原子力事業者が災害の原因である事故等の収束に一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることが明確化された。
- また、原災法の平成 24 年 6 月の改正により、技術的、専門的知見に基づいて行うオンサイト対応については原子力規制委員会が、オンサイト対応に必要な機材調達等については、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示に基づき、関係行政機関等が、その役割を担う仕組みが明確化された。
- くわえて、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 44 号。以下「改正法」という。）により改正された原子力基本法では、原子力事業者の責務として、原子力事故の発生を防止すること、特定の核燃料物質の防護の為に必要な措置を講じること、また、これらの内容を不断に見直し、原子力施設の安全性の向上を図るための体制を充実強化すること等が、明確化された。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言 3：被災住民に対する政府の対応

被災地の環境を長期的・継続的にモニターしながら、住民の健康と安全を守り、生活基盤を回復するため、政府の責任において以下の対応を早急にする必要がある。

提言 3 1) 長期にわたる健康被害、及び健康不安へ対応するため、国の負担による外部・内部被ばくの継続的検査と健康診断、及び医療提供の制度を設ける。情報については提供側の都合ではなく、住民の健康と安全を第一に、住民個人が自ら判断できる材料となる情報開示を進める。

【基本的な対応】

- 福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、国は平成 23 年度に福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を拠出しており、福島県はこの基金を活用した県民健康調査として、全県民を対象とした外部被ばく線量を把握するための行動調査に基づく基本調査（令和 6 年 3 月 31 日時点で、99.8%が 5 mSv 未満。）や事故時におおむね 18 歳以下であった全県民（平成 24 年 4 月 1 日までに生まれた子どもを含む約 38 万人。）を対象とした「甲状腺検査」（令和 5 年度から 6 巡目の検査を実施中。）等を実施している。
- 福島県外に避難した県民等も「甲状腺検査」を受診できるよう、平成 24 年 11 月に福島県立医科大学が県外の医療機関と協定を結び、「甲状腺検査」を県外でも実施している。県外において実施している医療機関の数は、一次検査については 150 機関、二次検査については 41 機関となっている（令和 6 年 9 月 30 日時点）。

甲状腺しこり等（結節性病変）が認められ、引き続き医療が必要になった場合の支援として、甲状腺に係る診療情報を提供いただいた方を対象に、平成 27 年 7 月から福島県が「県民健康調査甲状腺検査サポート事業」を実施している。
- 福島県においては、ホールボディ・カウンタによる内部被ばく線量の検査を実施し、測定結果をウェブサイト公表している。このほか、市町村に補助金を交付し、個人線量計による測定等を実施しており、国はこれら

の事業を支援するために、福島県に対して交付金を拠出している。

- 関係省庁間の強力な連携の下、原子力被災者を始めとする放射線による健康影響への不安を有する者に対するリスクコミュニケーションに関する取組を効果的に推進しており、これを通して住民個々人が自ら判断できる材料となる情報の開示・公表を進めている。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う住民の健康管理の在り方に関する専門家会議の中間取りまとめを踏まえた「当面の施策の方向性」を平成 27 年 2 月に公表し、住民の放射線に係る健康管理や健康不安への対応について、疾病罹患動向の把握、地域のニーズに合ったリスクコミュニケーション事業の継続・充実等の施策に取り組んでいる。
- 原子放射線の影響に関する国連科学委員会（UNSCEAR:United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation。以下「UNSCEAR」という。）が平成 26 年 4 月に公表した「2011 年東日本大震災後の原子力事故による放射線被ばくのレベルと影響」（以下「UNSCEAR2013 年報告書」という。）、令和 3 年 3 月 9 日に同じく UNSCEAR が取りまとめた「福島第一原子力発電所における事故による放射線被ばくのレベルと影響：UNSCEAR2013 年報告書刊行後に発表された情報の影響」（以下「UNSCEAR2020 年/2021 年報告書」という。）等を活用しつつ、「放射線による健康影響等に関する統一的な基礎資料」や「放射線リスクに関する基礎的情報」等の資料を作成するなど、放射線による健康影響に係る情報発信及び知識の普及に努めている。

なお、UNSCEAR2013 年報告書では、「線量が大幅に低いため、チェルノブイリ原発事故後に観察されたような多数の放射線誘発性甲状腺がんの発生を考慮に入れる必要はない。」と評価されている。また、UNSCEAR2020 年/2021 年報告書では、被ばく線量の推計、健康リスクの評価を行い、放射線被ばくによる住民への健康影響が観察される可能性は低い旨が記載されている。

- 「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方」（平成 25 年 11 月 20 日原子力規制委員会決定）を踏まえ、「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）等に基づき、福島再生加速化交付金において、自治体による相談員の育成及び配置や個人線量管理・線量低減活動支援のための予算を措置している。また、放射線

リスクコミュニケーション相談員支援センターをいわき市に設置し、相談窓口の設置及び相談対応、自治体職員や相談員等の研修、住民セミナー・車座意見交換会・専門家派遣を行っている。

- 関係府省庁で構成する「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、被災地の住民の放射線による健康影響等への不安に対するリスクコミュニケーションも含め、各府省庁が実施した施策の取組状況や今後の方針について意見交換等を行い、施策を進めている。

【令和6年度に講じた主な措置】

(健康管理・健康不安への対応)

放射線の健康影響に係る誤解から生じる差別・偏見をなくしていくため、令和3年7月に「ぐるぐるプロジェクト」を立ち上げ、全国の学生や社会人等を対象に、セミナーの開催やセミナーで学んだことを発信するための作品公募など、放射線の健康影響等に係る情報のアップデートを図るための学びの場・発信の場を創出している。令和6年度は、新たに「ふくしまメッセンジャーズ」を立ち上げ、福島県の若者による情報発信を開始した。令和7年2月には、ぐるぐるプロジェクトフォーラムを開催し、動画等公募作品の優秀者の表彰や公開講座を行った。

さらに、令和3年に公開した外国人向けポータルサイト「Fukushima Updates」において、令和5年度に引き続き、福島の復興の現状と食・観光に関する動画を配信するとともに、海外向けウェブ広告を掲載するなど、海外に対する情報発信を強化した。

(関連白書等：環境白書、東日本大震災からの復興の状況に関する報告)

提言3 2) 森林あるいは河川を含めて広範囲に存在する放射性物質は、場所によっては増加することもあり得るので、住民の生活基盤を長期的に維持する視点から、放射性物質の再拡散や沈殿、堆積等の継続的なモニタリング、及び汚染拡大防止対策を実施する。

【基本的な対応】

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る放射線モニタリングについては、関係府省、福島県等が連携し、「総合モニタリング計画」（平成23年8月2日モニタリング調整会議決定、令和7年3月28日改定）に沿って、福島県全域の環境一般モニタリング、東京電力福島第一原子力発電所周辺海域及び東京湾のモニタリング等を実施し、解析結果を四半期ごとに原子力規制委員会ホームページで公表している。
- 除染を実施した地域については、その効果が維持されているかの確認などを目的に、除染実施前後のモニタリング等を行っている。
- 平成27年度第55回原子力規制委員会（平成28年2月10日）での環境放射線モニタリングの見直しを踏まえ、帰還困難区域等を対象とした詳細モニタリングを実施し、その結果を原子力規制委員会ホームページで公表している。
- 令和元年度第10回原子力規制委員会（令和元年5月29日）において、リアルタイム線量測定システムの配置の見直しに係る今後の方針として、福島県内の避難指示・解除区域市町村以外の地域に配置しているリアルタイム線量測定システムについては、当面、存続させることを基本とし、狭いエリアに集中的に配置されているものについては、関係市町村の理解を得ながら配置の適正化を図ることを決定した。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言 3 3) 政府は、除染場所の選別基準と作業スケジュールを示し、住民が帰宅あるいは移転、補償を自分で判断し選択できるように、必要な政策を実施する。

【基本的な対応】

(除染)

- 福島県等における除染等を推進するため、平成 24 年 1 月に福島県に環境省福島環境再生事務所（平成 29 年 7 月に福島地方環境事務所に改組。）を開設し、平成 26 年度末までに環境省本省等も含めて 500 人規模の体制を確立した。
- 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）等に基づき自治体とも連携して除染を実施してきた。

国が直轄で除染を行う除染特別地域に指定された福島県内の全 11 市町村では環境省等が除染作業を実施し、市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域では、各市町村が地域ごとの実情、優先順位や実現可能性を踏まえて除染実施計画を策定し、これに基づき除染を進めてきた。これらの地域において、平成 30 年 3 月末までに、帰還困難区域を除く 8 県 100 市町村の全てで面的除染が完了した。

- 森林については、平成 28 年 3 月に復興庁・農林水産省・環境省の三省庁で取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、取組を実施している。14 市町村のモデル地区で実施してきた里山再生モデル事業について、令和 2 年 11 月に成果や課題等の最終取りまとめを公表した。また、令和 2 年度以降は「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を引き続き実施している。
- 帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域については、平成 29 年 5 月に改正された福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「福島特措法」という。）に基づき、各自治体が作成し、国が認定した特定復興再生拠点区域復興再生計画に沿って、除染・家屋等の解体を行い、令和 5 年 11 月末までに、6 町村全ての特定復興再生拠点区域において避難指示が解除された。特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域についても、

令和 5 年 6 月に改正された福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 49 号。以下「令和 5 年改正福島特措法」という。）に基づき、各自治体が作成し、国が認定した特定帰還居住区域復興再生計画に沿って、除染・家屋等の解体とインフラ整備等を一体的に進めている。

（中間貯蔵）

- 中間貯蔵施設については、平成 26 年 9 月に、福島県知事より施設の建設受入れを容認する旨と、大熊町長及び双葉町長より知事の考えを重く受け止め、地権者への説明を了承する旨が国に伝達され、平成 27 年 2 月に、福島県並びに大熊町及び双葉町から施設への除去土壌等の搬入受入れが容認された。同年 3 月から、各自治体の仮置場や除染現場に保管されている除去土壌等の中間貯蔵施設への輸送を、安全第一を旨として実施している。あわせて、中間貯蔵施設区域の用地取得及び土壌貯蔵施設等の必要な施設の整備を実施している。平成 29 年 6 月に除去土壌等の分別処理を開始し、同年 10 月には分別した土壌の貯蔵を開始した。また、令和 2 年 3 月には、中間貯蔵施設において、除去土壌と廃棄物の処理から貯蔵までの全工程で運転を開始した。中間貯蔵施設事業については、「令和 6 年度の中間貯蔵施設事業の方針」（令和 6 年 3 月 22 日環境省公表）及び「第 2 期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和 6 年 3 月 19 日閣議決定）に沿って進めている。

（県外最終処分・再生利用に向けた取組）

- また、除去土壌等の中間貯蔵開始後 30 年以内の福島県外での最終処分に向けた中長期的な方針として、平成 28 年 4 月に定めた、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って減容技術の開発や再生利用の実証事業、全国民的な理解醸成等の取組を進めている。これまで福島県南相馬市、同県飯舘村及び中間貯蔵施設内で除去土壌の再生利用の実証事業を実施してきており、再生利用の安全性等の確認を行っている。

（避難指示区域の見直し）

- 避難指示解除については、「原子力災害からの福島復興の加速に向け

て」改訂」（平成 27 年 6 月 12 日閣議決定）にある以下の要件により決定している。

①空間線量率から推定された年間積算線量が 20mSv 以下になることが確実であること

②電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧すること、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗すること

③県、市町村、住民との十分な協議

特定復興再生拠点区域及び特定帰還居住区域の避難指示解除の要件は、「特定復興再生拠点区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて」（平成 30 年 12 月 21 日原子力災害対策本部決定）及び「特定帰還居住区域の避難指示解除と帰還・居住に向けて」（令和 5 年 8 月 15 日原子力災害対策本部決定）において、上記①～③となっている。

- 帰還困難区域を除く全ての避難指示解除準備区域及び居住制限区域においては、令和 2 年 3 月までに田村市、檜葉町、葛尾村、川内村、南相馬市、飯舘村、川俣町、浪江町、富岡町、大熊町、双葉町において、避難指示を解除した。
- 帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定から 5 年を目途に避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す特定復興再生拠点区域に関する規定を含む、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 32 号。以下「平成 29 年改正福島特措法」という。）が平成 29 年 5 月に公布・施行された。これまでに、6 町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村）における特定復興再生拠点区域復興再生計画を認定し、令和 2 年 3 月には、帰還困難区域として初めて、双葉町、大熊町及び富岡町の特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示を解除し、同月 14 日に JR 常磐線が全線で運転再開となった。さらに、令和 5 年 11 月までに 6 町村の特定復興再生拠点区域全てにおいて避難指示の解除を完了した。
- 帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域外については、地元自治体の強い意向がある場合に適用される、拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除の仕組みについて、令和 2 年 12 月 25 日に「特定復興再生拠点区域

外の土地活用に向けた避難指示解除について」（原子力災害対策本部）を決定した。これに基づき、令和5年5月に飯舘村の特定復興再生拠点区域外の一部について公園用地として避難指示が解除され、本仕組みを活用した初めての解除となった。

- また、同じく特定復興再生拠点区域外について、2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行うという「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」（原子力災害対策本部・復興推進会議）を令和3年8月31日に決定した。この政府方針を実現するため、特定復興再生拠点区域外に帰還する住民の生活の再建を目指すための「特定帰還居住区域」制度を創設する規定を含む、令和5年改正福島特措法が令和5年6月に公布・施行された。令和7年3月までに、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町及び南相馬市における特定帰還居住区域復興再生計画を認定した。今後、当該計画に基づき、除染・インフラ整備等を始めとした避難指示解除に向けた取組を進めていくとともに、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する考え方」に基づき、重ねて、帰還意向の確認を実施していく。なお、残された土地・家屋等の扱いについては、地元自治体と協議を重ねつつ、引き続き検討を進めていく。

（賠償）

- 原子力損害賠償について、原子力損害賠償紛争審査会は、賠償すべき損害として一定の類型化が可能な損害項目やその範囲等を示した中間指針等を順次策定するとともに、同審査会、現地視察等を通じて賠償状況のフォローアップを行っている。また、原子力損害賠償紛争解決センターは、迅速かつ公正な紛争解決を実現するために和解仲介手続を実施している（令和6年12月末時点で、申立件数31,111件、既済件数30,333件で、既済件数のうち約8割で和解が成立している。）。なお、和解が成立せず訴訟に至ったものもある。
- 同審査会が策定した中間指針等に基づき、東京電力は、これまで、政府による避難等の指示等によって避難を余儀なくされたことによる精神的損害に対する賠償、財物価値の毀損に対する賠償、営業損害に対する賠償等を実施しているところである（令和7年3月末時点で累計約11兆5,453

億円の支払が行われた。)

- 令和4年3月に、7つの集団訴訟で東京電力の損害賠償額に係る部分の高裁判決が確定したことを受け、同審査会は、専門委員による確定判決等の詳細な調査・分析を踏まえ、同年12月20日に中間指針第五次追補を策定した。さらに、同追補等を踏まえ、東京電力は令和5年3月27日に具体的な賠償基準を公表し、同年4月10日から請求受付を開始した（令和7年3月末時点で、対象者約148万人のうち約134万人に約3,390億円の支払が行われた。)
- 損害賠償請求権に係る広報・相談等のため、関係省庁等が連携して、福島県内の自治体等へのチラシの配布や、被災市町村広報紙等への記事掲載、同県内でのテレビCMの放映、政府広報（インターネット広告、ラジオCM）等によるお知らせを実施した。

（復興支援）

- 被災事業者の事業再開等の支援のため、「「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂」に基づき、平成27年8月に、国、福島県、民間からなる「福島相双復興官民合同チーム」（以下「官民合同チーム」という。）を創設した。平成29年改正福島特措法により、官民合同チームの中核である公益社団法人福島相双復興推進機構へ国の職員を派遣できるようにし、平成29年7月から経済産業省及び農林水産省の職員を派遣している。官民合同チームは、これまで避難指示等の対象となった12市町村の被災事業者の方々を個別に訪問し、事業再開等に関する要望や意向を伺い、事業再建計画の策定支援、支援策の紹介、生活再建への支援等を実施している。平成29年4月からは、農業者への個別訪問を開始し、営農再開に向けた支援を実施している。また、分野横断・広域的な観点から、まちづくり計画の策定・実行に向けた支援や、交流人口・関係人口の拡大に向けた情報発信支援等を進めている。さらに、令和3年6月からは、新たに浜通り地域等15市町村の水産仲買・加工業者等への個別訪問・支援を実施している。
- 東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）に基づく被災者生活支援や、福島県浜通り

地域等の産業を回復するための新たな産業基盤の構築を目指し、令和2年6月に公布・一部施行された復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）による改正福島特措法にもその推進が位置付けられた「福島イノベーション・コースト構想」の推進や、これを更に発展させ、「創造的復興の中核拠点」を目指す「福島国際研究教育機構」の取組、福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデルの創出拠点とする「福島新エネ社会構想」（令和3年2月改定）の実現に向けた取組等を通じた福島復興を、必要な予算措置等により強力に推進している。

- 福島イノベーション・コースト構想については、令和元年12月に復興庁・経済産業省・福島県により策定された、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえた構想の具体的な取組内容が、令和3年4月に内閣総理大臣が変更認定した福島復興再生計画に記載され、浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展に向け、「あらゆるチャレンジが可能な地域」、「地域の企業が主役」、「構想を支える人材育成」の3つの柱を軸に、取組が進められている。令和2年3月に全面開所した「福島ロボットテストフィールド」や、「福島水素エネルギー研究フィールド」が、それぞれ本格的に稼働しているほか、自治体と連携して実施する実用化開発への重点支援や、本構想の重点分野に関する企業立地の支援強化等の取組も実施している。
- この福島イノベーション・コースト構想の推進の中核的な機関である、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構に、令和7年3月末時点で経済産業省及び国土交通省から5名の職員を派遣しており、同機構の活動を推進している。

【令和6年度に講じた主な措置】

（除染）

帰還困難区域における特定復興再生拠点区域の整備については、双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村及び葛尾村の6町村で特定復興再生拠点区域復興再生計画を認定しており、当該計画に沿って、除染・家屋等の解体を実施し、令和5年11月までに6町村の特定復興再生拠点区域全てにおいて避難指示の解除が完了した。令和7年3月末時点の特定復興再生拠点区域における除染はおおむね完了しており、また、家屋等の解体の進捗率（申請受付件数比）は約91%となっている。

特定帰還居住区域については、令和 7 年 3 月までに、大熊町、双葉町、浪江町、富岡町及び南相馬市において特定帰還居住区域復興再生計画を認定し、当該計画に基づき、大熊町、双葉町、浪江町及び富岡町においては除染・家屋等の解体を実施しており、南相馬市においては除染・家屋等の解体の実施に向けた準備を進めている。

「里山再生事業」については、令和 7 年 3 月末までに 7 市町村の計 13 地区を選定し、里山の再生に向けた取組を実施している。

（中間貯蔵）

中間貯蔵施設事業については、安全を第一に、地域の理解を得ながら、必要な用地の取得を行いつつ、事業を着実に進めてきている。

中間貯蔵施設への除去土壌等（帰還困難区域を含む。）の輸送については、令和 7 年 3 月末までに累計で約 1,409 万 m³の輸送を実施した。

（県外最終処分・再生利用に向けた取組）

令和 7 年 3 月に、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」の戦略目標の達成状況を取りまとめ、令和 7 年度以降の取組の進め方を示した。

除去土壌の復興再生利用（東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害からの復興に資することを目的として、再生資材化した除去土壌を適切な管理の下で利用すること（維持管理することを含む。））等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議が設置され、第 1 回が令和 6 年 12 月に開催された。

減容等技術の開発に関しては、福島県双葉町の中間貯蔵施設内において、令和 5 年度に引き続き、仮設灰処理施設で生じる飛灰の洗浄技術・安定化技術に係る基盤技術の実証試験を実施した。また、これまでに実証してきた減容技術等の評価を踏まえ、技術の組合せを検討するとともに、最終処分場の構造、必要面積等に係る複数選択肢を提示した。また、最終処分に関する基準の検討については、令和 7 年 3 月に、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成 23 年環境省令第 33 号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。）の一部を改正して除去土壌の埋立処分基準

を策定するとともに、福島県外において発生した除去土壌の埋立処分に係るガイドラインを公表した。

除去土壌の再生利用については、福島県飯舘村長泥地区の実証事業として、令和6年度は水田試験等を実施し、栽培した作物の放射能濃度は一般食品の基準値を大きく下回ることを確認するとともに、水田等に求められる機能をおおむね満たすことを確認した。これまでに実証事業で得られたモニタリング結果からは、施工前後の空間線量率に変化がないこと、農地造成エリアからの浸透水の放射性セシウム濃度はおおむね検出下限値（1 Bq/L）未満であることなどの知見が得られている。また、中間貯蔵施設内における道路盛土の実証事業については、令和5年10月に工事を完了し、令和6年度も道路盛土の放射線等の安全性に関するモニタリング等を継続して行った。モニタリング結果からは、施工前後の空間線量率に変化がないこと、作業員の追加被ばく線量が1 mSv/年以下であることなどの知見が得られている。こうした知見から、再生利用を安全に実施できることを確認している。また、IAEA に要請を行い、令和5年度に計3回、除去土壌の再生利用に関する IAEA 専門家会合が開催され、令和6年9月10日に本会合の成果を取りまとめた最終報告書が IAEA から公表された。こうした再生利用の実証事業等の取組の成果、IAEA からの助言や国内の有識者からの助言等を踏まえ、令和7年3月に放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正し、除去土壌の復興再生利用基準を策定するとともに、同月に復興再生利用に係るガイドラインを公表した。

また、福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向け、復興再生利用の必要性・安全性等に関する全国での理解醸成活動の取組として、福島県内外の音楽イベント等、一般の方向けのイベント会場へのパネル出展や、テレビ局と連携した番組の放送等により、広く発信を行った。また、飯舘村長泥地区及び中間貯蔵施設の現地見学会を開催したほか、大学生等への環境再生事業に関する講義、現地見学会等を実施するなど、若い世代に対する理解醸成活動も実施した。

（避難指示区域の見直し）

帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域外については、これまでの住民に対する帰還意向の確認を踏まえ、令和7年3月までに大熊町、双葉町、浪江町、富岡町及び南相馬市における特定帰還居住区域復興再生計画を認定した。引き続き、「特定復興再生拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する

考え方」に基づき、重ねて、帰還意向の確認を実施していく。

さらに、特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除については、「特定復興再生拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除について」に基づき、令和7年3月に飯舘村のたい肥製造施設及びその周辺農地と葛尾村の風力発電事業用地の避難指示を解除した。

（復興支援）

官民合同チームの訪問結果を踏まえ、被災12市町村の被災事業者の自立、まち機能回復、新規創業の促進等を図る自立等支援事業を継続するため、令和6年度予算として約19億円を措置した。また、官民合同チームは、令和7年3月末までに約5,900の事業者を個別訪問し、専門家によるコンサルティングを実施する等、被災事業者の自立に向けた支援を実施した。農業分野では令和7年3月末までに約2,800の農業者を個別訪問するとともに、被災市町村等を訪問し、地域農業の将来像の策定やその実現に向けた農業者の取組を支援している。さらに、まちづくりの取組として専門家派遣支援等を実施した。また、令和7年3月末までに103の水産仲買・加工業者等を訪問し、65の事業者に対して人材確保、販路開拓支援等を実施した。

福島イノベーション・コースト構想については、福島県浜通り地域等で行われる実用化開発への支援や、福島イノベーション・コースト構想推進機構による進出企業と地元企業のマッチング支援、福島ロボットテストフィールドによる実証環境の提供等を実施した。具体的には、地域復興実用化開発等促進事業費補助金（イノベ実用化補助金）において、令和5年度に引き続き、スタートアップ企業への加点措置を講じるなど、スタートアップの呼び込みに向けた取組を実施した。また、福島ロボットテストフィールドを中心に、ドローンや空飛ぶクルマ等のロボット・ドローン分野を始めとした実証試験が行われており、令和6年6月には福島県が長崎県とともに国家戦略特区である新技術実装連携“絆”特区に指定された。令和7年3月末時点で、福島県浜通り地域等においては、約80社のロボット関連企業が進出し、1,619件の実証試験が実施されている。

令和6年6月には、第5回福島イノベーション・コースト構想推進分科会を開催し、第4回分科会で共有された福島イノベ構想の成果や進捗、今後の課題等を踏まえ、「青写真」の改定を念頭に置いた議論のたたき台として、分科会事務局（復興庁、経済産業省、福島県）より「福島イノベーション・コースト構想の更

なる発展に向けた検討の論点」について報告するとともに、経済産業省からは「浜通り地域等の復興の絵姿」を提示し、これらを基に、国、福島県、15 市町村等で意見交換を行った。

また、同構想を発展させ、福島を始め東北の復興を実現するための夢や希望となるものとするとともに、その活動を通じて、我が国の科学技術力の強化を牽引し、イノベーションの創出により産業構造を変革させることを通じて、我が国の産業競争力を世界最高の水準に引き上げ、経済成長や国民生活の向上に貢献する、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指し、福島国際研究教育機構（F-REI：Fukushima Institute for Research, Education and Innovation。以下「F-REI」という。）を令和 5 年 4 月に設立した。令和 6 年度の F-REI の取組としては、外部委託等による研究開発を進めるとともに、F-REI 直営の研究体制の整備に向けて、優秀な研究者の確保に取り組んだ。また地域のニーズやシーズを把握するための「市町村座談会」や、地域の若者世代の人材育成のための「トップセミナー」を順次開催したほか、福島特措法第 109 条に基づき、「新産業創出等研究開発協議会」を開催した。F-REI の当初の施設整備については、「福島国際研究教育機構基本構想」において国が行うこととされており、用地取得を進めるとともに、敷地造成や建物の設計に着手した。

福島イノベーション・コースト構想関連事業として、令和 6 年度予算では約 54 億円の予算を措置するとともに、本構想に関連する浜通り地域の教育再生に令和 5 年度予算で約 6 億円を措置している。また、F-REI 関連事業として、令和 6 年度予算で約 155 億円を措置している。

くわえて、「福島新エネ社会構想」については、令和 6 年 9 月に「加速化プラン 2.0」を策定し、再生可能エネルギーの更なる「導入拡大」と水素の「社会実装」への展開を目指し、関係予算として、令和 6 年度予算において約 680 億円を措置している。

（関連白書等：環境白書、エネルギー白書、
東日本大震災からの復興の状況に関する報告）

提言 4：電気事業者の監視

東電は、電気事業者として経産省との密接な関係を基に、電事連を介して、保安院等の規制当局の意思決定過程に干渉してきた。国会は、提言 1 に示した規制機関の監視・監督に加えて、事業者が規制当局に不当な圧力をかけることのないように厳しく監視する必要がある。

提言 4 1) 政府は電気事業者との間の接触について、ルールを定め、それに従った情報開示を求める。

【基本的な対応】

- 原子力規制委員会では、平成 24 年 9 月に「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を定め、委員 3 人以上が参加する規制に関わる打合せ及び原子力規制委員会委員長、委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談については、議事要旨を作成し、参加者氏名や使用した資料とともに公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告することとした。また、被規制者等との面談は、規制に関するもの以外も含め職員 2 人以上で対応し、面談の予約・実施状況を公開することとした。
- 平成 24 年 10 月に原子力規制委員会において定めた「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」によって、外部有識者の電気事業者等との関係に関する情報公開の徹底を図ることとした。
- 原子力規制委員会の会合や各種審査会合等は原則公開するとともに、インターネット中継を行い、会議資料や議事録も原則公開している。
- 被規制者との会議等の公開に関する基本的な考え方についての議論を踏まえて、平成 31 年 4 月から継続的に被規制者等との面談の自動文字起こし結果公開の運用も行い、自動文字起こしによる議事録を原子力規制委員会ホームページに掲載している。

【令和6年度に講じた主な措置】

(透明性の確保)

令和6年度は、原子力規制委員会を計71回、原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合等を計90回、核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合を計29回開催した。いずれの会合も原則公開で行うとともに、インターネット中継を行い、会議資料や議事録を原則公開した。

また、原子力規制委員会では、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行う際に参考として外部有識者から意見を聴く場合や、外部有識者を活用して電気事業者等の個別施設の安全性を新たに審査する場合等において、外部有識者と電気事業者との関係を確認するとともにその情報を公開することとしている。令和6年度も、各種検討会等に属する外部有識者からの自己申告に基づき、定められた情報を原子力規制委員会ホームページに掲載し、公開した。

さらに、透明性の確保に関する取組を着実に実施するとともに、インターネット動画サイトの視聴者の利便を図るため、会議資料を会議の開始と同時に入手できるよう原子力規制委員会ホームページに掲載した。くわえて、原子力規制委員会委員長定例記者会見（以下「委員長会見」という。）や原子力規制庁定例ブリーフィングの議事録を、可能な限り翌日中に原子力規制委員会ホームページに掲載した。

原則、委員長会見は週1回、原子力規制庁定例ブリーフィングは週2回、それぞれ実施した。原子力規制委員会委員長及び委員等が現地調査、現地視察を行う際には、調査等終了後の委員長等への取材や写真等の提供などの取材対応を行った（令和6年度は23件対応。）。また、審査の透明性向上のため、平成31年4月から継続的に被規制者等との面談の自動文字起こし結果公開の運用も行い、自動文字起こしによる議事録を原子力規制委員会ホームページに掲載した。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言 4 2) 電気事業者間において、原子力安全のための先進事例を確認し、その達成に向けた不断の努力を促す相互監視体制を構築する。

【基本的な対応】

- 総合資源エネルギー調査会原子力小委員会のワーキンググループが、産業界の自主的かつ継続的な安全性向上に係る取組を共有及び調整し、改善を促すため、平成 26 年 5 月に「原子力の自主的・継続的な安全性向上に向けた提言」、平成 27 年 5 月に「原子力の自主的安全性向上の取組の改善に向けた提言」を取りまとめ、関係者間での取組の相互認識の必要性等について提示した。

これらの提言を踏まえ、各電気事業者が自主的安全性向上の取組を発表するとともに、原子力産業界全体の取組として、平成 26 年に一般財団法人電力中央研究所の下に「原子力リスク研究センター (NRRC: Nuclear Risk Research Center。以下「NRRC」という。)」が設置され、原子力の自主的な安全性向上に必要な確率論的リスク評価 (PRA: Probabilistic Risk Assessment。以下「PRA」という。) 等の研究開発と成果の活用サイクルを回すべく、各主体が共同で検討を実施する体制が構築された。

- また、原子力事業者等が平成 24 年に設立した「一般社団法人原子力安全推進協会 (JANSI: Japan Nuclear Safety Institute。以下「JANSI」という。)」では、常に世界最高水準の安全性を追求するため、米国の原子力産業界の自主的な安全推進機関である原子力発電運転協会 (INPO: Institute of Nuclear Power Operations。以下「INPO」という。) に倣い、エクセレンスを設定し、事業者が行う安全性向上対策や原子力施設に対する評価、提言、勧告及び支援を行っている。

JANSI では、原子力施設の運営や設備を評価する取組 (ピアレビュー等) を世界原子力発電事業者協会 (WANO: World Association of Nuclear Operators。以下「WANO」という。)、INPO 等とも連携しながら行うとともに、各種活動に関して、会長、理事長と事業者トップが直接意見交換を行う会合を設け、事業者間で相互にプレッシャー (ピアプレッシャー) をかけつつ、コミュニケーションの円滑化を図っており、これらの活動を通じて、電気事業者間における相互監視体制が構築されている。令和 4 年 10 月には、JANSI のピアレビュープログラムが、WANO による厳格な評価プロ

セスを経て、世界で初めて WANO のピアレビューと同等であることを認められた。

- 平成 30 年 7 月には、原子力産業界全体の知見・リソースを効果的に活用しながら、原子力発電所の安全性に関する共通的な技術課題に取り組み、自主的に効果ある安全対策を立案し、事業者の現場への導入を促すことにより、原子力発電所の安全性を更に高い水準に引き上げることを目的として、「原子力エネルギー協議会（ATENA:Atomic Energy Association。以下「ATENA」という。）」が設立された。現在、原子力産業界における短期・中期の技術的課題の検討を進めている。

【令和 6 年度に講じた主な措置】

（リスク情報の活用）

NRRC は、原子力事業者の「リスク情報活用の実現に向けた戦略プラン及びアクションプラン」（平成 30 年策定、令和 2 年・令和 5 年改訂）の方針の下、研究ロードマップを定めて、地震、津波、火災、溢水など様々な事象に対する PRA 評価手法の研究を進め、現場の活用・実践に係る支援活動を行っている。

令和 6 年度は、運転中保全に関するリスクの評価や管理措置の実施のためのガイドラインを改訂するとともに、実機導入に向けて ATENA と連携して規制当局との議論を進めた。

また、ATENA は、リスク情報活用について、令和 6 年 12 月に開催された原子力規制委員会と主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者との意見交換会において、実務者レベルの意見交換について具体的な提案を行い、令和 7 年 1 月の原子力規制委員会において、リスク情報活用についての実務者レベルの意見交換を実施していくことが了承された。

（自主規制組織の取組）

JANSI は、東京電力柏崎刈羽原子力発電所、北海道電力泊発電所においてピアレビューを実施した（平成 24 年の発足以降、令和 7 年 3 月末時点で延べ 35 回実施済み。）。

（原子力産業界での取組の強化）

ATENA では、原子力発電所の共通的な技術課題への対応に取り組んでおり、原子力発電所の安全性を効果的に高めていく分野として、安全な長期運転に向け

た経年劣化管理等に取り組んでいる。

安全な長期運転に向けた経年劣化管理の取組としては、令和5年6月、「設計の経年化評価ガイドライン」について、設計の経年化評価手順の具体化を行った改訂版を発行し、各原子力事業者に安全対策の実施計画の見直しを求めた。これらを含め、令和7年3月時点で、計17本の技術レポートやガイドライン等を発刊している。

また、ATENAは、令和6年能登半島地震により北陸電力志賀原子力発電所で発生した設備の故障・不具合を踏まえ、同年7月に発電所各種設備における対応方針を取りまとめ、各事業者に対して安全対策の実施を要求し、同年12月、各事業者における対策の実施計画及び実施状況を公表した。

さらに、令和7年2月には、ATENA フォーラム 2025 を開催し、パネルディスカッションにおいて「原子力における新技術導入の促進のために」をテーマとして議論を行った。

(関連白書等：エネルギー白書)

提言 4 3) 東電に対して、ガバナンス体制、危機管理体制、情報開示体制等を再構築し、より高い安全目標に向けて、継続した自己改革を実施するように促す。

【基本的な対応】

(自己改革実施の促進)

- 国は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成 23 年法律第 94 号）に基づき、東京電力が原子力損害賠償・廃炉等支援機構（以下「原賠機構」という。）と共同で作成した、経営の合理化や経営責任の明確化等に関する「特別事業計画」を、数次にわたり認定している。
- 東京電力は、この特別事業計画に基づき、福島への責任を貫徹するとともに、非連続の経営改革をやり遂げ、企業価値の向上を実現していくこととしている。
- 引き続き、東京電力が計画に沿った取組を進めていくよう履行の確保に努めていく。

(ガバナンス体制、危機管理体制、情報開示体制等の再構築)

- ガバナンス体制について、東京電力は国から認定を受けた上記計画に沿って、組織改編などガバナンス体制の再構築を進めてきている。
- 危機管理体制について、東京電力は社長をトップとする「原子力改革特別タスクフォース」を平成 24 年 9 月に設置し、国内外の有識者で構成される「原子力改革監視委員会」が当該タスクフォースの取組を監視監督することとした。また、廃炉・汚染水・処理水対策については、平成 26 年 4 月に組織した福島第一廃炉推進カンパニーの体制の下、安全かつ着実に進めることとしている。なお、令和 2 年 4 月に、プロジェクトマネジメント機能や安全・品質面の更なる強化を目的に、プロジェクトマネジメント室や廃炉安全・品質室を新設するなど、福島第一廃炉推進カンパニーの組織改編を行った。
- 情報開示体制について、東京電力は、国からの指摘等を受けて、情報公開の推進や組織の改編を行った。平成 27 年 3 月に見直しに係る報告を行った「情報公開に関する新たな仕組みと組織のあり方」に基づき、平成 27 年 8 月以降、放射線に関する全データを公開している。また、敷地境界付

近のダストモニタ測定値（平成 28 年 7 月より）、港湾口海水モニタ測定値（同年 10 月より）、1～3 号機の原子炉格納容器内の放射能濃度等（平成 29 年 2 月より）のリアルタイム公開を開始している。

- 令和 5 年 12 月に追加検査が終了した東京電力柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護については、令和 5 年度第 56 回原子力規制委員会（令和 5 年 12 月 27 日）における決定に基づき、東京電力に対し、同発電所における改善された状態を維持し、更に向上させるための取組の実施を求めた上で、取組状況については基本検査を通じ継続的に監視していくこととし、特に荒天時の監視、PPCAP（改善措置活動）及び核物質防護モニタリング室の取組について重点的に監視した。

（廃炉・汚染水・処理水対策）

- 廃炉・汚染水・処理水対策については、「汚染水問題に関する基本方針」（平成 25 年 9 月原子力災害対策本部決定）に基づき、原子力災害対策本部の下に廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議[※]や廃炉・汚染水対策チーム[※]を設置するなど国が総力を挙げて対応するための体制を整備した。また、汚染水問題に適切に対応するという目的の下、現地における政府、東京電力、福島県等の関係者の連携と調整を強化するため、廃炉・汚染水対策現地調整会議[※]を設けるとともに、廃炉・汚染水対策現地事務所[※]を設置して、関係省庁から東京電力福島第一原子力発電所の現場に常駐する職員も含めて国としての体制を強化した。

こうした体制強化に加え、令和元年 12 月に廃炉・汚染水対策関係閣僚等会議において改訂した「東京電力ホールディングス（株）福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」（以下「中長期ロードマップ」という。）に基づき、各種対策の進捗管理や研究開発の支援を行うなど、引き続き、国も前面に立って対策を進めている。

（※燃料デブリの冷却や地下水の流入等によって発生する汚染水と、汚染水を多核種除去設備（ALPS:Advanced Liquid Processing System。以下「ALPS」という。）等で浄化した処理水を明確に区別し、汚染水と処理水の誤用を防ぐため、令和 3 年 4 月、第 54 回原子力災害対策本部決定により、それぞれ「廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議」や「廃炉・汚染水・処理水対策チーム」、「廃炉・汚染水・処理水対策現地調整会議」、

「廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所」に名称変更。）

- 汚染水対策については、「汚染水問題に関する基本方針」（平成 25 年 9 月原子力災害対策本部決定）に基づき、想定されるリスクを広く洗い出し、予防的かつ重層的な対策を実施することとしている。
- 処理水対策については、6 年以上にわたる有識者の検討等を経た上で、令和 3 年 4 月、第 5 回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議において、「東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分にに関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を決定し、安全性を確保し政府を挙げて風評対策を徹底することを前提に、ALPS 処理水を海洋放出することとした。
- 令和 3 年 12 月、第 3 回 ALPS 処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議において、「ALPS 処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を策定し、対策の実施状況を継続的に確認して、状況に応じ随時、追加・見直しを行うこととした。
- 令和 5 年 8 月、第 6 回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚会議、第 6 回 ALPS 処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議（合同開催）においては、その時点で準備できる万全の安全確保、風評対策・なりわい継続支援策を講じており、ALPS 処理水の処分に伴う風評影響やなりわい継続に対する不安に対処するべく、今後これらの対応に政府として ALPS 処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組むことを確認し、令和 5 年 8 月 24 日海洋放出が開始された。
- ALPS 処理水の海洋放出に当たっては、トリチウム以外の放射性物質について、安全基準を確実に下回るまで浄化されていることを確認し、取り除くことが困難なトリチウムの濃度についても、安全基準を十分に満たす濃度（1,500Bq/L 未満）まで海水で大幅に希釈した上で、処分を行っている。また、海域においては、基本方針や「総合モニタリング計画」に基づき、客観性・透明性・信頼性を高めた海域モニタリングを実施している。
- 廃炉については、より着実に廃炉を進められるよう、技術的観点から支援体制を強化する必要があるため、平成 26 年 5 月に成立した、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 40 号）により、「原子力損害賠償支援機構」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」に改称し、その業務に「事故炉の廃炉支援業務」を追加すること等を定め

た。また、廃炉に関する技術基盤の確立に向け、遠隔操作機器・装置の開発・実証施設（モックアップ施設）として平成 28 年 4 月より「檜葉遠隔技術開発センター」（檜葉町）の本格運用を開始した。さらに、燃料デブリや放射性廃棄物などの分析手法、性状把握、処理・処分技術の開発等を行う施設として建設を進めている「大熊分析・研究センター」（大熊町）のうち施設管理棟が、平成 30 年 3 月に開所し、放射性物質分析・研究施設第 1 棟が、令和 4 年 6 月に竣工した。

- 放射線業務従事者の被ばく線量管理については、事業者線量の測定、記録等を義務付けるとともに、東京電力などに対し、効果的な被ばく線量の低減措置の実施や被ばく線量情報の一元的な管理を求めている。労働基準監督機関はこれらの実施状況の確認や必要な指導を行っている。
- 原子炉等規制法に基づく廃炉手続については、東京電力福島第一原子力発電所の実用発電用原子炉施設を平成 24 年 11 月に「特定原子力施設」に指定し、原子力規制委員会が「措置を講ずべき事項」を示した。その後、これを踏まえて東京電力が策定した「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の認可申請を受理し、留意事項を示した上で平成 25 年 8 月に認可した。
- 廃炉・汚染水・処理水対策に必要な資金の確保について、平成 29 年 5 月に成立した原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 30 号）に基づき、事故炉の廃炉を行う原子力事業者（事故事業者＝東京電力）に対し、廃炉に必要な資金を原賠機構に積み立てることを義務付け、積立額の認可及び取戻し計画の承認を行うこととした。

【令和 6 年度に講じた主な措置】

（汚染水対策の進捗状況）

汚染水対策については、3 つの基本方針（汚染源に水を「近づけない」、汚染水を「漏らさない」、汚染源を「取り除く」）の下、予防的・重層的な対策を着実に実施した。

汚染源に水を「近づけない」対策については、既に凍結が完了した凍土方式の陸側遮水壁及びサブドレン等の機能と併せ、地下水位を安定的に制御し、建屋へ地下水を近づけない水位管理システムが引き続き機能している。今後更なる地下水流入抑制のため、局所的な建屋止水を進めていく予定である。

汚染水を「漏らさない」対策については、平成 31 年 3 月にフランジ型タンクから信頼性の高い溶接型タンクに切り替えが完了しており、万が一の漏えいに備え、タンクから漏えいした水が外部環境に流出しないよう、タンク周囲における二重^{せき}堰の設置や 1 日複数回のパトロール等を実施している。

汚染源を「取り除く」対策については、引き続き、ALPS 等による浄化処理を行っている。

これらの対策により、汚染水発生量は対策実施前（平成 26 年 5 月）の 540 m³/日程度から、令和 6 年度の平均で 70 m³/日程度まで低減している。令和 6 年度の降雨量は平年よりも少なかったが、降雨量が平年並だったとしても、汚染水発生量は約 80 m³/日と評価され、令和 5 年度に達成した、中長期ロードマップの「2025 年以内に平均的な降雨に対して汚染水発生量を 100 m³/日以下に抑制する」目標を、令和 6 年度においても維持していることを確認した。引き続き、令和 10 年度までに汚染水発生量を約 50～70 m³/日に低減すべく、建屋周辺の舗装や 1 号機屋根カバーの設置といった雨水対策や建屋局所止水等の地下水対策を着実に実施していく。

（処理水対策の進捗状況）

令和 6 年 8 月 30 日に、第 7 回廃炉・汚染水・処理水対策関係閣僚等会議、第 7 回 ALPS 処理水関係閣僚等会議（合同開催）を開催し、「政府として ALPS 処理水の処分が完了するまで全責任を持って取り組む」という方針に変わりはなく、①安全確保、説明・情報発信、②風評影響対応、なりわい継続支援、③将来技術の検討等を引き続き実施することを確認した。

ALPS 処理水の海洋放出は、令和 5 年度中に 4 回、令和 6 年度中に 7 回の計 11 回実施され、モニタリングの結果や IAEA の評価から、海洋放出が安全であることが確認されている。また、海洋放出により溶接型タンクに貯留していた ALPS 処理水の水抜きが進んだことから、3 号機のデブリ取出し関連施設の建設場所として想定している J9 タンクエリアにおいて、令和 7 年 2 月にタンクの運用を停止し、解体に着手した。

こうしたモニタリングの結果等については、一目で分かるマーク形式でモニタリングの結果を表示するウェブサイトや、関係機関による測定結果をまとめたウェブサイト等により、国内外に対して、透明性高く、分かりやすい情報発信を継続している。

くわえて、政府は基本方針決定以降、農林漁業者、観光業者、加工・流通・小売事業者、自治体職員等幅広い対象に、処理水の安全性や基本方針決定の背景、支援策についての説明会や意見交換を 1,900 回以上実施するとともに、令和 6 年度は、IAEA の包括報告書の内容やモニタリング結果等について、WEB 広告や新聞広告を活用した発信を実施した。

原子力規制委員会は、令和 4 年 7 月 22 日に認可した ALPS 処理水の海洋放出に係る設備の設置等に関する実施計画の変更認可申請に続いて、東京電力から令和 4 年 11 月 14 日付けで申請のあった、ALPS 処理水の海洋放出時の運用等についても、公開の会合で審査・確認を行い、科学的・技術的意見の募集の実施を経て、令和 5 年 5 月 10 日に認可した。その審査結果については、要望のあった地元自治体等を訪問して説明、質疑対応を行った。同年 8 月 24 日から ALPS 処理水の海洋放出が開始され、原子力規制委員会としては、海洋放出設備が使用開始後も必要な機能を有していること及び設備の運用が認可した実施計画に基づいて適切に行われていることを継続して確認していく。

海洋放出開始以降、IAEA による ALPS 処理水に係る安全性レビューミッションが 3 回（令和 5 年 10 月、令和 6 年 4 月及び令和 6 年 12 月）実施されており、令和 6 年 1 月、令和 6 年 7 月及び令和 7 年 3 月に公表されたレビューミッションの報告書では、日本の取組について、関連する国際安全基準の要求事項と合致しないいかなる点も確認されなかったと結論づけられている。

また、我が国の海域モニタリングデータの信頼性、透明性を確保するため、IAEA は我が国からの要請に基づき、東京電力福島第一原子力発電所近傍の試料について、IAEA 及び IAEA が指名した第三国分析機関との共同採取及び分析結果の相互比較を平成 26 年度から毎年実施している。また、令和 4 年から、ALPS 処理水の海洋放出に係る海域モニタリングの裏付けを目的とした分析機関間比較も毎年実施している。令和 6 年 10 月 7 日から 15 日にかけては、IAEA 関係者及び韓国、スイス及び中国の分析機関の専門家が来日し、試料採取等の状況を確認した。

くわえて、同年 9 月 20 日、日本と IAEA は、国際社会に対して更に透明性の高い情報提供を行っていく観点から、関係国の関心を踏まえ、IAEA の枠組みの下で現行のモニタリングを拡充することで一致した。同年 10 月、令和 7 年 2 月には、この IAEA の枠組みの下での追加的モニタリングの一環として、IAEA 関係者及び第三国分析機関関係者が試料の採取等を実施した。政府は、引き続き、IAEA

のレビューやモニタリングを通じて国際的な安全基準に従った対策を講じ続け、安全確保に万全を期していく。

「ALPS 処理水の処分にに関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画」を踏まえた対策として、令和3年度補正予算にて措置した、万が一の風評影響に伴う需要減少に対応するための一時買取り・保管等のための需要対策基金(300億円)や、令和4年11月に成立した令和4年度第二次補正予算にて措置した、ALPS 処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための漁業者支援の事業継続基金(500億円)の運用を通じて、風評に打ち勝ち、安心して事業継続・拡大できる仕組みづくりに取り組んでいる。また、一部の国・地域による輸入規制強化を踏まえ、全国の水産業支援に万全を期すべく、「水産業を守る」政策パッケージや令和6年度補正予算等を通じて支援を実施している。まず、国内消費拡大・生産持続対策として、水産物の一時買取り・保管や学校給食等を通じた販路拡大等を支援するとともに、持続可能な漁業継続の実現に向けた支援も行っている。また、輸出先の転換対策として、日本貿易振興機構(JETRO)による海外バイヤーとのビジネスマッチングや、視察・商談ミッション派遣等の支援を実施している。くわえて、加工機器の導入や人材活用、地域の加工拠点の整備を通じた国内加工体制の強化にも取り組んでいる。これらの支援策を講じてもおお損害が生じた場合には、東京電力が適切に賠償を行うよう、国は東京電力を指導している。

(廃炉対策の進捗状況)

原子炉格納容器の内部調査に向けて、令和5年10月に2号機原子炉格納容器内につながる貫通孔のハッチを開放し、令和6年5月に貫通孔内部の堆積物除去作業を完了した。その後、同年11月にテレスコ式装置を用いた燃料デブリの試験的取出しに成功した。令和7年3月現在、取り出した燃料デブリは複数の分析機関で詳細な分析を進めている。令和5年3月より、原賠機構が設置した小委員会において、3号機における将来の大規模な取出しについて、従来から議論されている工法(気中工法、冠水工法)に加え、新たな工法(充填材で固化・安定化して取り出す工法)についても検討され、令和6年3月に提言が示された。東京電力はこの提言に基づき、気中工法と気中工法オプション(充填固化工法)の組み合わせによる具体的な設計検討を行っている。

原子力規制委員会においては、これまでに認可した実施計画の遵守状況について、保安検査、使用前検査、溶接検査、施設定期検査及び核物質防護検査並び

に現地に駐在する原子力運転検査官による日常的な巡視活動等により、東京電力の取組を監視している。令和6年2月に発生した高温焼却炉建屋からの放射性物質を含む水の漏えい及び増設雑固体廃棄物焼却設備の水蒸気発生に伴う火災報知器作動並びに同年4月に発生した所内電源 A 系停止及びこれに伴う免震重要棟における運転上の制限からの逸脱については、保安検査の結果、全て軽微な違反（監視）に該当すると判断した。また、前述の3事案に令和6年2月に実施計画違反（軽微）と判断した増設多核種除去設備配管洗浄作業における身体汚染の事案を含めた4件については、共通する背景要因としてリスクの抽出及び作業管理が不十分であることを示した上で、単に事象の再発防止のための対策を講じるだけでは対策になっておらず、対策が継続して有効に機能するための実効性のある仕組みを伴ってなければならないことを指摘した。これら個別事象に係る是正処置及び4件の背景要因に対する実効性のある仕組みを伴った改善も含め、東京電力の継続的な改善状況等については、引き続き保安検査で確認していく。

また、原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所の優先的に取り組むべき廃炉に向けた措置に関する目標を示すことを目的として、平成27年2月に「東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ」（以下「リスクマップ」という。）を策定し、廃炉作業の進捗等に応じて見直しを行っており、令和5年度第59回原子力規制委員会（令和6年1月17日）では、事故後10年以上が経過したことにより、短期的に対応すべきリスクが減少し、中長期的に取り組むべき課題が顕在化してきた現状を踏まえ、今後は10年間を一つの区切りとし、令和15年度の実現すべき姿を具体的に示した上で、実現すべき姿に向けて達成すべき目標については、東京電力の主体的な取組を促すことを目的として東京電力の意見を聴取した上で設定することとした。現行の当該マップの各項目に対する取組の状況については、第115回特定原子力施設監視・評価検討会（令和6年12月16日）において、東京電力から令和6年度を達成時期としている目標のうち、5件が順調に進捗しており、1件については目標時期を見直すこと、並びに、次年度以降を達成時期としている目標のうち、5件についての目標時期を見直す必要がある旨報告を受けた。原子力規制委員会は、これらの進捗やインベントリの変化を踏まえ、令和6年度第57回原子力規制委員会（令和7年1月29日）にてリスクマップの改定を行った。

（東京電力柏崎刈羽原子力発電所における ID カード不正使用事案及び核物質防護設備の機能の一部喪失事案に係る対応）

令和 5 年 12 月に追加検査が終了した東京電力柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護については、令和 5 年度第 56 回原子力規制委員会（令和 5 年 12 月 27 日）における決定に基づき、東京電力に対し、同発電所における改善された状態を維持し、更に向上させるための取組の実施を求めた上で、取組状況については基本検査を通じ継続的に監視していくこととし、特に荒天時の監視、PPCAP（改善措置活動）及び核物質防護モニタリング室の取組について重点的に監視した。

（関連白書等：エネルギー白書、原子力規制委員会年次報告）

提言 5：新しい規制組織の要件

規制組織は、今回の事故を契機に、国民の健康と安全を最優先とし、常に安全の向上に向けて自ら変革を続けていく組織になるよう抜本的な転換を図る。新たな規制組織は以下の要件を満たすものとする。

提言 5 1) 高い独立性：①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスを確立する。

【基本的な対応】

- これまで関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティ、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制等の機能を統合し、国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条に規定される委員会として、原子力規制委員会を平成 24 年 9 月に設置した。

設置法には、原子力規制委員会の任務、所掌事務、職権の行使、組織、原子力規制委員会の議決、委員会に置かれる審議会等に関する規定を設けた。また、委員会の事務局として原子力規制庁を置き、原子力規制庁長官は原子力規制委員会委員長の命を受けて庁務を掌理することとした。

- 平成 25 年 1 月の原子力規制委員会において、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を、組織の使命として決定した。この使命を果たすため、独立性、実効性、透明性、専門性及び即応性に関する 5 つの活動原則（（1）独立した意思決定、（2）実効ある行動、（3）透明で開かれた組織、（4）向上心と責任感、（5）緊急時即応）を掲げた。

これにのっとり、①政府内の推進組織からの独立性、②事業者からの独立性、③政治からの独立性を実現し、監督機能を強化するための指揮命令系統、責任権限及びその業務プロセスの確立に取り組むこととしている。

- 平成 27 年 9 月の原子力利用の安全に係る行政組織に係る「3 年以内の見直し検討チーム」による最終取りまとめにおいて、独立性・中立性の向上のために原子力規制委員会を内閣府へ移管する必要性は見出し難いとされた。

- 平成 29 年度第 49 回原子力規制委員会（平成 29 年 11 月 15 日）で決定した「委員による現場視察及び地元関係者との意見交換」の基本方針に基づき、原子力規制委員会委員による原子力施設の視察や、地元関係者等と意見交換を実施している。

【令和 6 年度に講じた主な措置】

（独立性の確保）

原子力規制委員会は、独立性の高い、いわゆる「三条委員会」として設置されており、組織理念において、「何ものにもとらわれず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う」ことを活動原則として掲げている。こうした原則の下、原子力規制委員会は、公開議論の徹底など透明性の確保に努めつつ、科学的・技術的見地から公正・中立に、かつ独立して意思決定を行うこととしている。

また、原子力規制委員会は、地元自治体からの要望を受け、規制活動についての説明を行っている。令和 6 年度は、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の新規制基準適合性審査の結果等並びにリサイクル燃料貯蔵使用済燃料貯蔵施設の新規制基準適合性審査及び検査の状況について、各地元自治体及び地元住民へ説明を行った。また、中国電力島根原子力発電所 2 号炉の審査結果（新規制基準に係る保安規定変更認可）、関西電力大飯発電所 3・4 号炉の審査結果（長期施設管理計画の認可等）、関西電力高浜発電所 1 号炉の審査結果（高経年化技術評価に係る保安規定変更認可）、四国電力伊方発電所 3 号炉の審査結果（高経年化技術評価に係る保安規定変更認可）、日本原子力発電敦賀発電所の審査結果（設置変更許可をしないこととする処分）等について、各地元自治体へ説明を行った。

被規制者に対しては、安全性向上に係る取組や改善事項等について双方のマネジメントレベルがそれぞれの考え方を理解し合うこと等をテーマに 4 事業者の経営責任者（CEO）と計 4 回の意見交換を行った。また、円滑な規制の導入や予見可能性を高めるための規制基準や審査の充実・明確化等を目的に、安全性向上に関する取組等について、主要原子力施設設置者の原子力部門の責任者（CNO）等と 3 回意見交換を行った。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言 5 2) 透明性：①各種諮問委員会等を含めて意思決定過程を開示し、その過程において電気事業者等の利害関係者の関与を排除する。②定期的に国会に対して、全ての意思決定過程、決定参加者、施策実施状況等について報告する義務を課す。③推進組織、事業者、政治との間の交渉折衝等に関しては、議事録を残し、原則公開する。④委員の選定は第三者機関に1次選定として、相当数の候補者の選定を行わせた上で、その中から国会同意人事として国会が最終決定するといった透明なプロセスを設定する。

【基本的な対応】

- 原子力規制委員会は、平成 24 年 9 月に決定した「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」等に基づき、原子力規制委員会そのものだけでなく、各検討チーム等の議論も原則公開するとともに、原子力規制委員会委員長による定例会見等における質疑応答等を通じて、意思決定の透明性を確保することとしている。
- 平成 24 年 9 月には「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を定め、委員 3 人以上が参加する規制に関する打合せ及び原子力規制委員会委員長、委員又は原子力規制庁職員と被規制者等との面談については、議事要旨を作成し、参加者氏名や使用した資料とともに公開し、重要なものについては原子力規制委員会において概要を報告することとした。被規制者等との面談は、規制に関するもの以外も含め 2 人以上で対応し、面談の予約・実施状況を公開することとした。
- 被規制者との会議等の公開に関する基本的な考え方についての議論を踏まえて、平成 31 年 4 月から継続的に被規制者等との面談の自動文字起こし結果公開の運用も行い、自動文字起こしによる議事録を原子力規制委員会ホームページに掲載している。
- 平成 24 年 10 月に原子力規制委員会において定めた「原子力規制委員会が、電気事業者等に対する原子力安全規制等に関する決定を行うに当たり、参考として、外部有識者から意見を聴くにあたっての透明性・中立性を確保するための要件等について」によって、外部有識者の電気事業者等との関係に関する情報公開の徹底を図ることとした。
- 設置法に基づき、原子力規制委員会は、毎年、所掌事務の処理状況を原子力規制委員会年次報告として取りまとめて国会に報告するとともに、公

表している。

- 原子力規制委員会の委員長及び委員については、設置法第7条において、「委員長及び委員は、人格が高潔であって、原子力利用における安全の確保に関して専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する」と規定された。

【令和6年度に講じた主な措置】

（透明性の確保）

原子力規制委員会は、審査の透明性の向上のための取組として、平成30年度第38回原子力規制委員会（平成30年10月31日）及び平成30年度第45回原子力規制委員会（平成30年12月5日）での、被規制者との会議等の公開に関する基本的な考え方についての議論を踏まえて、平成31年4月から継続的に被規制者等との面談の自動文字起こし結果公開の運用も行い、自動文字起こしによる議事録を原子力規制委員会ホームページに掲載した。

東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る作業と廃炉作業の適正な実施に必要な調整等の透明性の向上を図るため、資源エネルギー庁、原賠機構及び東京電力等の関係機関との連絡・調整会議を令和元年度から随時開催することとし、令和6年度は、福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議を8月に開催し、その議事録及び資料の公開やインターネット動画サイトによる生中継を行った。

（委員の任命）

平成26年9月19日から原子力規制委員会委員を務めてきた田中知原子力規制委員会委員及び石渡明原子力規制委員会委員が令和6年9月18日に退任することから、令和6年3月26日に衆議院の、同月28日に参議院の同意を得た上で、同年9月19日に長崎晋也原子力規制委員会委員及び山岡耕春原子力規制委員会委員が就任した。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言 5 3) 専門能力と職務への責任感：①新しい規制組織の人材を世界でも通用するレベルにまで早期に育成し、また、そのような人材の採用、育成を実現すべく、原子力規制分野でのグローバルな人材交流、教育、訓練を実施する。②外国人有識者を含む助言組織を設置し、規制当局の運営、人材、在り方等の必要な要件設定等に関する助言を得る。③新しい組織の一員として、職務への責任感を持った人材を中心とすべく、「ノーリターンルール」を当初より、例外なく適用する。

【基本的な対応】

- 原子力規制委員会は、人材確保のため、民間等の実務経験者や、将来原子力規制行政を担う若手職員等の採用に努めている。人材育成については、平成 26 年 3 月に「原子力安全人材育成センター」を設置したほか、同年 6 月に「原子力規制委員会職員の人材育成の基本方針」（平成 26 年 6 月 25 日原子力規制委員会決定）等を策定し、力量管理制度の試行及び改善、知識管理・技術伝承の取組の推進、検査官等への資格制度の導入等の施策の実施・充実に取り組み、平成 30 年 4 月から資格制度の基本資格を取得するための教育訓練課程を開始した。また、専門職大学院入学や海外留学、在外公館や国際機関等への職員派遣など、国内外への派遣を積極的に行っている。

なお、平成 27 年 9 月の「3 年以内の見直し検討チーム」の最終取りまとめでは、原子力規制委員会に対し、自らの職員の能力向上に努めるだけでなく、大学等と連携し、原子力安全に高い知識を有する人材の育成に取り組むことが求められた。

- 海外の有識者からの助言を得るため、原子力規制委員会では、米国、チェコ、英国、仏国及びカナダの原子力規制機関の要職を務めた経験を有する有識者を原子力規制国際アドバイザーに委嘱し、原子力規制委員会の組織の在り方、規制活動への取組の在り方等を含む全般的な課題に助言を得てきた。原子力規制国際アドバイザーと原子力規制委員会との意見交換会合を開催し、その様子を国民にも公開することで国民との情報共有に努めた。また、我が国の取組を紹介しつつ原子力安全に係る国際的な知見を集めるため、多国間・二国間の規制機関間の枠組みを通じて意見交換や情報

収集を行っている。

- ノーリターンルールについては、平成 27 年度第 30 回原子力規制委員会（平成 27 年 9 月 30 日）において、原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織を明確にした運用方針を決定し、これに基づき適切に人事異動を実施することとした。また、他の部署を経由して原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織に配置させないなど、関係機関において設置法附則の趣旨を踏まえてその後の配置転換を行うことが必要であることとした。

【令和 6 年度に講じた主な措置】

（原子力規制委員会の人材確保・育成）

原子力規制委員会は、民間企業等からの実務経験者 39 名、新規採用者 36 名を採用した。また、令和 7 年度の採用予定者として、42 名（うち実務経験者 13 名）を内定した。令和 7 年 1 月 1 日時点の職員数は 1,090 名、定員充足率は 96.2% となった。

また、原子力規制を着実に進めていくことを目的として、広く原子力安全・原子力規制に係る人材を確保・育成するために、大学等と連携した原子力規制人材育成事業を平成 28 年度から実施しており、令和 6 年度は、令和 2 年度採択の 4 件、令和 3 年度採択の 6 件、令和 4 年度採択の 4 件、令和 5 年度採択の 3 件に令和 6 年度採択の 3 件を加えた計 20 件のプログラムが大学、高等専門学校等により実施された。

さらに、平成 29 年度に導入した「原子力検査」、「原子力安全審査」、「保障措置査察」、「危機管理対策」及び「放射線規制」の 5 分野について、3 段階からなる任用資格制度の下、研修や OJT を行い、令和 6 年度は 120 名に対して任用資格を付与した。

また、規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するため、5 分野の任用資格（基本資格）を取得するための教育訓練課程を実施した。令和 6 年度は、業務を離れて研修に専念する「集中型コース」を受講していた 5 名が令和 6 年 4 月 30 日に同教育訓練課程を修了するとともに、新たに職員 8 名を選抜し、「集中型コース」を受講した。業務と並行して研修を履修する「分散型コース」についても、令和 6 年度までに選抜した 46 名が受講を継続し、令和 6 年度には、当該コースから訓練生 3 名がそれぞれ一分野の基本資格を取得した。また、これまでプロパー採用者を対象としていた「分散型コース」について、新たに中途採

用職員を対象に加えた。

さらに、資格を取得してから一定の期間を経過した者の資格継続のため、専門性維持の観点から基準等の最新知見を学ぶとともに、中級資格はコミュニケーション能力、上級資格はマネジメント能力を維持向上させる継続教育を実施した。

また、教育訓練課程については平成 30 年度より実施してきたところ、これまでの実施状況や有効性評価の結果を踏まえ、「集中型コース」における対象資格数の見直しや、全ての職員に受講資格を拡大し、いつでも資格取得を目指すことを令和 7 年度より可能とするための検討を進めた。

(外国人有識者との意見交換)

原子力規制委員会は、令和 6 年 11 月に原子力規制国際アドバイザーとの意見交換会合を実施し、規制におけるリスク情報の活用及び規制人材の確保・育成について意見交換を行った。

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

提言 5 4) 一元化：特に緊急時の迅速な情報共有、意思決定、司令塔機能の発揮に向けて組織体制の効果的な一元化を図る。

【基本的な対応】

- 組織体制の効果的な一元化を図るべく、これまで関係行政機関が担っていた原子力の規制、核セキュリティ、国際約束に基づく保障措置、放射線モニタリング及び放射性同位元素の使用等の規制を一元的に担う組織として平成 24 年 9 月に原子力規制委員会が発足した。

平成 25 年 4 月に、モニタリング実施、放射性同位元素等の使用等の規制及び国際約束に基づく保障措置に係る事務について、文部科学省から原子力規制委員会に一元化された。

平成 26 年 3 月に独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成 25 年法律第 82 号）が施行され、独立行政法人原子力安全基盤機構が原子力規制委員会に統合され、その業務も移管された。

- 緊急時の対応については、平成 24 年 10 月に原子力災害対策マニュアルを見直し、大規模自然災害との複合災害の発生においては現地対策本部への関係機関の参集が困難になることも想定し、官邸を中心に情報収集・意思決定を行う危機管理体制を確保するとともに、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC:Emergency Response Center。以下「ERC」という。）によるバックアップ体制も強化した。なお、原災法に基づき、技術的、専門的知見に基づくオンサイト対応については原子力規制委員会が行うこととされている。

緊急時の中央と現地の連絡調整を確実かつ迅速に実施するため、各拠点（官邸、ERC、オフサイトセンター及び事故が発生した原子力施設等が立地等する道府県の道府県庁等）をつなぐテレビ会議システム等の通信環境の整備を行った。

【令和 6 年度に講じた主な措置】

（緊急時の情報共有等に資する体制の構築及び通信システム等の活用）

令和 5 年 10 月に実施した令和 5 年度原子力総合防災訓練で得られた教訓事項等を踏まえ、令和 6 年 7 月 2 日に原子力災害対策マニュアルを一部改訂した。このほか、上記原子力災害対策マニュアルの一部改訂及び令和 6 年能登半島地震

における対応から得られた教訓事項等を踏まえ、同年 12 月 23 日に、原子力災害対策初動対応マニュアル及び原子力緊急事態等現地対応標準マニュアルの一部改正等を行ったほか、巨大地震関連の注意情報等の運用に係る対応手順の整理の結果等を受けて原子力規制庁初動対応マニュアルの改定にも取り組んでいる。

令和 5 年度、放射性同位体に関する輸送事故の実動訓練を原子力規制庁内で実施したところ、警察庁等との連携が必要であることが指摘されたことを踏まえ、放射性医薬品以外の放射性物質の陸上輸送の放射性物質輸送事故対策会議を構成する警察庁、国土交通省及び消防庁等に訓練参加を呼び掛け、令和 7 年 3 月 27 日に机上訓練を実施した。

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告、防災白書)

提言 5 5) 自律性：本組織には、国民の健康と安全の実現のため、常に最新の知見を取り入れながら組織の見直しを行い、自己変革を続けることを要求し、国会はその過程を監視する。

【基本的な対応】

- 原子力規制委員会は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「政策評価法」という。）に基づく政策評価を実施している。
- 原子力規制委員会は、IRRS、IAEA による国際核物質防護諮問サービス（IPPAS:International Physical Protection Advisory Service。以下「IPPAS」という。）、原子力規制国際アドバイザーからの助言等から取り入れた最新の知見を踏まえて継続的な改善を実施している。
- 業務の品質の維持向上及び安全文化の醸成を目指し、「原子力規制委員会マネジメント規程」（平成 26 年 9 月 3 日原子力規制委員会決定）に基づくマネジメントシステムの本格的な運用を平成 27 年 4 月から開始し、年度ごとに業務計画を作成し、年度末に実績・成果について評価を行い、次年度の業務計画に反映させている。また、平成 27 年 5 月の原子力規制委員会において、「原子力安全文化に関する宣言」を決定し、原子力規制委員会が原子力安全文化の醸成に取り組む姿勢を組織内外に明確に示した。さらに、平成 28 年 4 月には、原子力規制庁に監査・業務改善推進室を設置し、内部監査や業務改善のための指導等を行っている。
- 原子力規制委員会は、「原子力規制委員会第 2 期中期目標」（令和 2 年 2 月 5 日原子力規制委員会決定）や令和 2 年 1 月に受け入れた IRRS フォローアップミッションでの指摘などを踏まえ、マネジメントシステムの継続的改善を図るとともに、原子力安全文化を育成・維持することを目的として、「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」（令和 2 年 7 月 15 日原子力規制委員会決定）を策定し、同行動計画に基づく取組を進めている。
- 設置法に基づき、毎年、所掌事務の処理状況を原子力規制委員会年次報告として取りまとめて国会に報告し、公表している。

【令和 6 年度に講じた主な措置】

(国際機関等から取り入れた最新の知見を踏まえた継続的な改善)

原子力規制委員会は、令和 6 年 7 月 22 日から 8 月 2 日まで IPPAS ミッションを受け入れ、ミッションチームより、日本の核セキュリティ体制は強固である旨の見解が示された。また、原子力規制委員会は、令和 5 年度に IAEA に正式要請した IRRS の受入れに関して、令和 8 年 1 月に実施することを暫定で登録した旨の回答を得たことから、令和 6 年度第 52 回原子力規制委員会（令和 7 年 1 月 8 日）で報告された対応方針に基づき、令和 7 年 3 月に IAEA スタッフを招聘して自己評価の進め方に係るワークショップを開催したほか、自己評価書の作成など必要な作業を進めているところである。

(マネジメントシステムの運用と改善)

(1) 第 3 期中期目標の制定

原子力規制委員会では、原子力規制委員会マネジメント規程に基づき適当と認める期間ごとに中期目標を定めることとしている。令和 6 年度は第 2 期中期目標期間（令和 2 年 4 月から令和 7 年 3 月まで）の最終年度であることから、当該期間の取組状況等を踏まえた上で、原子力規制委員会がその任務を果たし、組織理念等を実現し続けるために今後 5 年間に於いて達成を目指す成果目標とその実現のために実施する施策目標について、令和 6 年度第 2 回原子力規制委員会政策評価懇談会（令和 6 年 12 月 10 日）における外部有識者からの意見聴取や原子力規制庁内での職員向け意見募集等も踏まえつつ原子力規制委員会において議論を行い、第 3 期中期目標（令和 7 年 4 月から令和 12 年 3 月まで）として、令和 6 年度第 60 回原子力規制委員会（令和 7 年 2 月 5 日）で決定した。

(2) マネジメントシステムに基づく業務の実施及び継続的改善

原子力規制委員会では「原子力規制委員会マネジメント規程」に基づき、中期目標を達成するための年度業務計画を毎年度策定し計画的に業務を実施しており、マネジメントシステム内部監査の実施や要改善事項等の管理等を通じて、マネジメントシステム及び業務の継続的な改善を図っている。令和 6 年度の活動状況は以下のとおり。

① 年度業務計画に基づく業務の着実な遂行

令和 6 年度においては、令和 5 年度第 72 回原子力規制委員会（令和 6 年 3 月 19 日）で決定した令和 6 年度原子力規制委員会年度業務計画に基づき業務を着実に遂行した。同計画の 9 月末時点での進捗状況に係る評価に際して、それまでの業務進捗や新たな課題の発生を含む状況の変化等を踏まえて計画変更の必要性が認められたことから、令和 6 年度第 44 回原子力規制委員会（令和 6 年 11 月 20 日）において当該計画の変更を決定した。

さらに、令和 6 年度第 65 回原子力規制委員会（令和 7 年 2 月 26 日）及び令和 6 年度第 66 回原子力規制委員会（令和 7 年 3 月 5 日）においてマネジメントレビューを実施し、原子力規制庁等のマネジメントシステムの実施状況及び評価等に係る原子力規制庁等からの報告を受けた上で原子力規制委員会において議論を行った。これらのマネジメントレビューの結果等を踏まえ、令和 7 年度原子力規制委員会年度業務計画を令和 6 年度第 71 回原子力規制委員会（令和 7 年 3 月 26 日）で決定した。

② マネジメントシステム内部監査の実施

令和 6 年度は、原子力規制庁等内の 6 部署を対象にマネジメントシステム内部監査を実施し、各部署におけるマネジメントシステムの適切性及び有効性を確認し、他課室等への展開が望ましい良好事例を 14 件、当該部署や関連する部署において改善が望ましい事項を 7 件特定した。

③ 要改善事項等の管理

令和 6 年度の業務遂行について新たに 12 件（このほか手続き中 1 件）の要改善事項を確認し、令和 5 年度以前に確認した事項も含めて、発生の要因分析や要改善事項の再発防止を確実にするための是正処置の評価、是正処置の有効性の評価などを適切に行っている。また、令和 6 年度内に 8 件の要改善事項に係る是正処置の実施とその効果の確認を行った。

（3）安全文化の維持と向上

原子力規制庁では職員を対象に、原子力安全文化の育成・維持及びマネジメントシステムの実施状況等を確認するためのアンケート及びインタビュー調査を実施している。令和 5 年度に実施した同調査の中で、一部の職員について、原子力安全文化を実践することが自らの職務とどのように関連しているのかについて

て、理解等が不足している傾向が見られたことから、令和6年度は、原子力規制委員会における職員の原子力安全文化に対する認知・理解・業務における浸透状況を確認し、改善策の検討に活用することに重点を置いて、アンケート及びグループインタビューを実施した。本調査において得られた結果については、令和6年度マネジメントレビューにおいて次年度の取組等に係る議論に活用するほか、各課室における原子力安全文化の育成・維持活動や業務マネジメントの具体的な改善につなげるため、課室毎にフィードバックを行った。

また、令和5年度調査で特定された課題等を踏まえ、組織理念の浸透及び職員間のコミュニケーションの活性化を目的に、職員間の意見交換会を実施したほか、時間を選ばず職員同士が交流できる場として、職員向けの資料を展示した「ギャラリースペース」を設け、原子力規制委員会委員と職員との交流機会の創出等につながるコーヒブレイクを企画した。さらに、原子力規制委員会発足の原点を改めて意識し、組織理念等と照らして職員が自らの行動を振り返る機会とするため、令和7年3月11日に向けて「私の原子力安全文化・核セキュリティ文化に関する宣言カード」を全職員に再配布した。このほか、経済協力開発機構/原子力機関（OECD/NEA）が実施した国特有の安全文化フォーラム（CSSCF）への参画を受けて、原子力規制検査担当部署が中心となり職員間で原子力安全文化に係るディスカッションを行うなど、原子力規制庁内各課室がそれぞれ主体となり原子力安全文化の育成・維持に取り組んだ。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言 6：原子力法規制の見直し

原子力法規制については、以下を含め、抜本的に見直す必要がある。

提言 6 1) 世界の最新の技術的知見等を踏まえ、国民の健康と安全を第一とする一元的な法体系へと再構築する。

【基本的な対応】

- 原子力基本法における原子力利用の安全の確保についての基本方針や、設置法、原子炉等規制法の目的に、「国民の生命、健康及び財産の保護、環境の保全」等に資することを規定し、国民の健康と安全を第一とすることが明確化された。
- 発電用原子炉施設についての規制を電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）から原子炉等規制法に移管して一元化等を図るとともに、放射性物質による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染防止のための措置についても環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）の適用対象とするなどの改正を行った。
- 東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓、最新の技術的知見、IAEA の安全要件等に示された考え方や各国の規制基準、海外の規制動向等を踏まえた、新たな規制を導入した。具体的には、原子炉等規制法に基づく規制基準を見直し、発電用原子炉については平成 25 年 7 月に、核燃料施設等については同年 12 月に、シビアアクシデント対策の強化やバックフィット制度の導入等を内容とする、いわゆる新規制基準を策定した。
- 令和 2 年 4 月 1 日に施行された、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 15 号）では、検査制度を見直し、規制基準への適合性を確認する行為を原子力事業者が自ら実施するものとして義務付け、安全確保に係る事業者の一義的責任を明確化した。そして、原子力事業者の安全活動全般を対象に、包括的に監視・評価を行う仕組みを新たに設け、規制機関が、原子力施設ごとに検査を行った結果を、その後の監視・検査の継続又は強化に反映することで、原子力事業者の主体的な安全確保の水準の維持・向上を促している。
- 令和 5 年 6 月 7 日に公布された改正法により改正される原子炉等規制

法では、運転開始後 40 年目に 1 回に限り行ってきた原子力発電所の基準適合性審査を行う「運転期間延長認可制度」と、運転開始後 30 年とそれ以降の 10 年ごとに長期の施設管理方針を審査する「高経年化技術評価制度」を「長期施設管理計画認可制度」に統合・強化した。この「長期施設管理計画」では、劣化評価の方法を含む施設の劣化状態や劣化予測に関する詳細な記載を要求しており、これを通じて、最新の知見により劣化評価の方法等に変更が必要となる場合に、劣化評価のやり直しや計画の変更などをより柔軟かつ機動的に求めることにより、最新の知見を反映し、安全性を向上しやすい仕組みとした。

【令和 6 年度に講じた主な措置】

（原子力規制検査制度の継続的な改善）

令和 5 年度の運用実績等を踏まえた運用改善のためのガイド類の改正について、令和 6 年度第 13 回原子力規制委員会（令和 6 年 6 月 5 日）において了承した。

令和 2 年 4 月から運用を開始した原子力規制検査制度の継続的な改善のため、原子力事業者等と意見交換する「検査制度に関する意見交換会合」を設けており、令和 6 年度は 1 回開催し、使用前事業者検査（施設）の対象選定の考え方、JANSI の活動、エンジニアリング検査（仮称）の試運用、重大事故等対処設備等の安全実績指標等について意見交換した。

（高経年化した発電用原子炉に関する安全規制）

長期施設管理計画認可制度は、令和 7 年 6 月 6 日に本格施行されることから、令和 6 年度においては、本格施行に必要な法令等について審議し、意見公募を実施するとともに、事業者からの意見を聴取した上で、令和 6 年度第 55 回原子力規制委員会（令和 7 年 1 月 22 日）で関係政令の閣議請議及び関係規則等の改正を決定した。

以上により、長期施設管理計画認可制度の本格施行に向けた制度の整備が完了した。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言 6 2) 安全確保のため第一義的な責任を負う事業者と、原子力災害発生時にこの事業者を支援する他の事故対応を行う各当事者の役割分担を明確化する。

【基本的な対応】

- 事業者の責任については、原子炉等規制法や原災法において、原子力事業者が災害の防止に必要な措置を講ずる責務、原子力事故等の収束の一義的な責任を有すること及び原子力災害対策について大きな責務を有していることを明確化した。

原災法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令により、緊急時対策所や原子力事業者災害対策支援拠点の整備・運用等、原子力災害の発生に備えて原子力事業者が計画を定めて実施すべき事項を明確化した。

- 原子力災害対策本部における役割分担については、原災法に基づき、技術的、専門的知見に基づいて行うオンサイト対応については原子力規制委員会が、オンサイト対応に必要な機材調達やオフサイト対応全般については、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の指示に基づき、関係行政機関等が、その役割を担うことを明確化した。

今後は、こうした役割分担を基本としつつ、防災訓練の積み重ねによる関係機関間の連携性の向上等を図るとともに、抽出された課題や教訓を踏まえて役割分担等についても必要に応じて不断に改善を図っていく。

【令和 6 年度に講じた主な措置】

（原子力事業者の緊急時対応能力強化）

令和 6 年度第 25 回原子力規制委員会（令和 6 年 8 月 21 日）で、令和 5 年度の原子力事業者防災訓練結果の報告を受けた。実用発電用原子炉施設については、令和 3 年度から原子力規制庁と原子力事業者の間で、緊急時対応能力の向上のための訓練の在り方や規制の関与について意見交換を進めてきており、より柔軟で自主的な訓練を促進し、訓練の実効性を向上させる方策を令和 6 年度の訓練実施方針に反映することとし、令和 6 年度の訓練が実施された。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言 6 3) 原子力法規制が、内外の事故の教訓、世界の安全基準の動向及び最新の技術的知見等が反映されたものになるよう、規制当局に対して、これを不断かつ迅速に見直していくことを義務付け、その履行を監視する仕組みを構築する。

【基本的な対応】

- 設置法の目的規定において「確立された国際的な基準を踏まえて原子力利用における安全の確保を図る」としており、平成 25 年に施行された新たな規制基準等では、最新の科学的・技術的知見等を踏まえて継続的に改善することとしている。平成 26 年度以降、実用発電用原子炉等に係る基準に関する規則の解釈を改正するなど必要な見直しを行っている。
- 国内外の原子力施設の事故・トラブルに係る情報に加え、最新の科学的・技術的知見を規制に反映させる必要性の有無について整理し、認識を共有することを目的として、定期的に原子力規制委員会委員及び原子力規制庁の関係課長等で構成される技術情報検討会を開催している。
- また、設置法に基づき、原子力規制委員会に原子炉安全専門審査会（以下「炉安審」という。）及び核燃料安全専門審査会（以下「燃安審」という。）を置き、両審査会は原子力規制委員会が指示した原子炉や核燃料物質に係る安全性に関する事項を調査審議している。原子力規制委員会は、「国内外で発生した事故・トラブル及び海外における規制の動向に係る情報の収集・分析を踏まえた対応の要否について調査審議を行い、助言を行うこと」を炉安審及び燃安審に指示している。

さらに、原子力規制委員会には、放射線障害防止の技術的基準に関する法律（昭和 33 年法律第 162 号）に基づき、放射線審議会が置かれ、関係法令への放射線障害防止の技術的基準の斉一的な取り入れに関する審議をしている。

- 原子力規制委員会は、政策評価法に基づく政策評価を毎年度実施し、政策の不断の見直しや改善を行うこととしている。設置法に基づき、原子力規制委員会は、毎年、所掌事務の処理状況を原子力規制委員会年次報告として取りまとめて国会に報告するとともに、公表している。

【令和6年度に講じた主な措置】

原子力規制委員会は、最新の技術的知見等に基づき、令和6年度においては主として以下の規制制度の策定、見直し等を行った。

（「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた知見の規制への反映に係る検討）

原子力規制委員会は、東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析から得られた知見について、規制への反映に係る検討を実施している。

東京電力福島第一原子力発電所1号炉の原子炉補機冷却システムの汚染に関する調査・分析から得られた知見（以下「RCW 汚染に関する知見」という。）に関しては、令和5年度第15回原子力規制委員会（令和5年6月14日）において、規制上の取扱いについて検討を開始することを了承した。東京電力福島第一原子力発電所事故に関する知見の規制への取り入れに関する作業チーム事業者意見聴取会合（以下「1F 知見反映意見聴取会」という。）を2回開催し、検討を進めるために必要な情報について調査等を求め、事業者等の調査結果を聴取した。令和5年度第60回原子力規制委員会（令和6年1月24日）において、1F 知見反映意見聴取会の結果等の報告を受け、RCW 汚染に関する知見の規制上の取扱いについて委員間の討議を行った。その後、当該討議を踏まえ、第6回1F 知見反映意見聴取会（令和6年3月13日）において、事業者におけるRCW 汚染に関する知見を踏まえた事故時の手順の整備状況等を聴取した。

令和6年度第13回原子力規制委員会（令和6年6月5日）において、第6回1F 知見反映意見聴取会においてBWR 事業者等から聴取した結果について報告を受けるとともに、これまでの議論を踏まえ、本件知見については、規制基準上新たな要求を追加する必要は認められないとした上で、本件知見で取り上げた事象が発生することを明確に認識し、考慮すべき視点の一つとして位置付けて審査・検査等の対応を行うことは重要とするRCW 汚染に関する知見の規制上の取扱いの考え方を了承した。

（令和6年能登半島地震による変圧器故障に係る対応）

令和6年能登半島地震により、北陸電力志賀原子力発電所において、1号炉の起動変圧器及び2号炉の主変圧器の絶縁油漏えいが発生し、当該事象の原因等について令和6年5月31日に原子力発電工作物に係る電気関係報告規則（昭和

40 年通商産業省令第 54 号) 第 3 条の規定に基づく報告を北陸電力から受けた。令和 6 年度第 13 回原子力規制委員会 (令和 6 年 6 月 5 日) においてその旨報告を受けた。

原子力規制庁は、第 66 回技術情報検討会 (令和 6 年 7 月 25 日) において、事業者等から聴取した故障原因等について報告するとともに、現行の規制要求との関係を整理した結果を報告した。同検討会では、故障の原因分析結果を踏まえても現行の外部電源系の規制要求の考え方である複数の受電経路が同時に喪失しないよう外部電源系統全体としてその信頼性を高めるとの考え方を変更する必要はなく、規制基準上新たな要求を追加する必要は認められないことから、原子力規制検査を通じて原子力事業者等の取組状況を確認することとした。技術情報検討会の結果は、令和 6 年度第 27 回原子力規制委員会 (令和 6 年 8 月 28 日) で報告を受けた。

(PWR1 次系におけるステンレス鋼配管粒界割れに係る対応)

原子力規制委員会は、関西電力大飯発電所 3 号炉加圧器スプレライン配管における亀裂の調査を踏まえ、供用期間中検査における超音波探傷試験 (UT) の妥当性及び原子炉冷却材圧力バウンダリに属する配管に対する破断前漏えい (LBB) 成立性の観点から PWR1 次系におけるステンレス鋼配管粒界割れに係る事業者の調査及び研究の計画、進捗状況及び結果を聴取することとした。

原子力規制庁は、第 25 回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合 (令和 6 年 8 月 22 日) において ATENA から令和 5 年度の事業者による調査結果等を聴取した。同会合の結果は、第 68 回技術情報検討会 (令和 6 年 9 月 26 日) で報告し、引き続き事業者の検討を聴取することとした。技術情報検討会の結果は、令和 6 年度第 39 回原子力規制委員会 (令和 6 年 10 月 23 日) で報告を受けた。

(原子力発電所における電磁両立性に係る対応)

発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護系の共通要因故障の原因として、計測制御設備などで使用される機器間の電磁波による相互干渉が考えられることから、第 39 回技術情報検討会 (令和元年 11 月 20 日) において、電磁両立性 (以下「EMC」という。) を考慮した設計として達成すべき具体的な水準等の調査を開始することとした。

原子力規制庁は、第 26 回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合（令和 6 年 12 月 17 日）において、ATENA から EMC 対策に係る国内原子力発電所での対応の状況を聴取した。同会合の結果は、第 70 回技術情報検討会（令和 7 年 1 月 30 日）で報告し、引き続き、事業者の検討状況を聴取することとした。技術情報検討会の結果は、令和 6 年度第 59 回原子力規制委員会（令和 7 年 2 月 26 日）で報告を受けた。

（炉安審・燃安審火山部会の審議）

第 13 回火山部会（令和 6 年 11 月 13 日）において、九州電力及び日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）のそれぞれが監視対象としているカルデラ火山の活動状況等に有意な変化がないと評価していることは妥当であるとした原子力規制庁の評価結果が確認された。

また、同部会で、第 63 回技術情報検討会（令和 6 年 1 月 25 日）及び第 64 回技術情報検討会（令和 6 年 3 月 27 日）で取り上げた知見 2 件を報告し、規制上の対応の要否に関する助言を受けた。

（炉安審・燃安審地震・津波部会の審議）

第 4 回炉安審及び燃安審地震・津波部会（令和 6 年 6 月 24 日）において、過去の第 59 回から第 64 回技術情報検討会で取り上げた知見 5 件を報告し、規制上の対応の要否に関する助言を受けた。特に、第 61 回技術情報検討会で原子力規制庁が取り上げた「SSHAC レベル 3 ガイドラインに基づく伊方サイトにおける震源特性モデル及び地震動特性モデルの構築」について、同様の取組を他の事業者に促すべきとの意見があり、原子力規制庁から、事業者との意見交換を行いつつ検討する意向である旨、回答した。

（放射線審議会）

放射線審議会は、環境大臣から再生資材化した除去土壌の利用に関する基準等に係る諮問を受け、答申を行った。また、眼の水晶体の等価線量限度の見直し等に係るフォローアップ、新報告書「自然起源放射性物質に対する放射線防護の基本的考え方」の策定に係る審議、「航空機乗務員の宇宙線被ばく管理に関するガイドライン」の改訂に係る審議、実効線量係数等に関して検討が必要な技術的事項の整理を行った。

(国際会議への参画等)

原子力規制委員会は、IAEA や OECD/NEA の各種会合への出席や専門職員の派遣等を通じて、引き続き、東京電力福島第一原子力発電所の事故から得られた知見や教訓等を国際社会と共有するとともに、国際的な原子力安全の向上のための情報発信や意見交換を行った。

令和 6 年度は、IAEA の安全基準委員会 (CSS)、原子力安全基準委員会 (NUSSC)、廃棄物安全基準委員会 (WASSC)、輸送安全基準委員会 (TRANSSC)、放射線安全基準委員会 (RASSC)、緊急事態の準備と対応基準委員会 (EPRaSC) 及び核セキュリティガイダンス委員会 (NSGC) 等の国際会合に専門職員を出席させ、我が国で得られた最新の知見等を踏まえた議論を行い、国際的な基準の策定、共通認識の形成に貢献した。

(東京電力福島第一原子力発電所事故の分析)

令和 4 年度第 84 回原子力規制委員会（令和 5 年 3 月 29 日）において了承した「今後の事故の調査・分析の進め方」に基づき、東京電力による事故調査・分析の進捗状況を確認し、東京電力等と必要に応じて連携を図りながら計 20 回の現地調査を実施するとともに、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会（以下「事故分析検討会」という。）を 6 回開催し、1 号炉 IC に関する分析、1 号炉シールドプラグの変位等の原因の解明等について検討を行った。

1 号炉 IC については、系統構成、事故時の起動履歴、原子炉圧力の推移、IC に係る東京電力調査報告書の内容等の情報を整理し、A 系 IC タンク保有水が津波来襲後に 20 トン程度減少した原因について分析を行った。当該タンク保有水の減少量から当該系統が除去したと考えられる熱量は、平成 23 年 3 月 11 日の地震発生直後から 15 時 34 分まで A 系 IC が稼働した際に当該系統が除去した熱量と同程度であり、非常に大きな熱量である。そのため、当該タンク保有水が減少した原因を解明することは、事故時の IC の挙動を明らかにする上で非常に重要である。

今回の分析の結果、

- ・ A 系 IC タンクの保有水が減少した時期について、1 号炉は平成 23 年 3 月 11 日の事故発生から同年 3 月 23 日までの期間は原子炉への注水がほとんどでき

ていなかったと考えられており、炉心では水蒸気が不足していた可能性が高いため、この期間にこの保有水の減少が起きたとは考えにくいこと、及び同日から始まった給水系統を経由した原子炉への注水により原子炉内に水蒸気が発生し始めた可能性が高いことから、同年3月23日以降に保有水が減少した可能性が高いこと

- ・当該タンクの保有水が減少したメカニズムについて、同日以降の原子炉への注水による水蒸気の発生により原子炉圧力容器及び格納容器の圧力が上昇し、調査中ではあるものの、A系IC配管へ一部の水蒸気が流入することにより、ICの除熱機能が一時的に回復したことで当該タンク保有水が減少した可能性があること

を明らかにした。

1号炉シールドプラグの変位等の原因の解明については、変位等の原因について想定される仮説に基づき検討を行った。その結果、原子炉建屋5階オペレーティングフロアで発生した水素爆発を想定した解析では東京電力が実施したシールドプラグの変位等に係る調査結果を再現できず、一方、シールドプラグ下部の原子炉ウェル内で水素爆発があったと仮定した解析で当該調査結果を定性的に再現できたこと等から、原子炉ウェル内における水素爆発がシールドプラグの変位等の原因である可能性が高いことを明らかにした。

また、令和5年1月から令和6年3月までの調査・分析の成果を「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ（2024年版）」として第46回事故分析検討会（令和6年6月11日）にて取りまとめた。

さらに、事故分析に係る作業と廃炉作業の整合を図るため、資源エネルギー庁、原賠機構、東京電力及び原子力規制庁が参画する、東京電力福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議を令和6年度は1回開催し、1号炉非常用ガス処理系配管の線量率測定の実施時期、固体廃棄物に含まれる炭素の放射性同位体（C-14）の分析方法、原子炉建屋で取得した3Dデータの情報共有等について必要な調整等を行った。

（関連白書等：原子力規制委員会年次報告）

提言 6 4) 新しいルールを既設の原子炉にも遡及適用すること（いわゆるバックフィット）を原則とし、それがルール改訂の抑制といった本末転倒な事態につながらないように、廃炉すべき場合と次善の策が許される場合との線引きを明確にする。

【基本的な対応】

- 設置法により平成 25 年に改正した原子炉等規制法により、いわゆるバックフィット制度を原則化した。
- 規制基準については、安全研究の実施や国内外の情報の収集・分析等により得られた最新の科学的・技術的知見、IAEA 等の基準の見直しに係る動向、新規制基準に係る適合性審査の実績等を踏まえて、継続的に見直すこととしている。
- 新規制基準に対応すべくなされた申請については、「新規制基準施行後の設置変更許可申請等に対する審査の進め方について」及び「核燃料施設等の新規制基準後の適合確認のための審査の進め方について」に基づき審査することとした。

【令和 6 年度に講じた主な措置】

（実用発電用原子炉及び核燃料施設等の主な措置等）

原子力規制委員会は、令和 6 年度において、実用発電用原子炉については、主に以下の措置等を行った。

- ・ 東京電力柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉の新規制基準適合に係る設計及び工事の計画の認可
- ・ 中国電力島根原子力発電所 2 号炉の新規制基準適合に係る保安規定の変更認可
- ・ 東京電力柏崎刈羽原子力発電所 6 号炉の新規制基準適合に係る保安規定の変更認可
- ・ 日本原子力発電敦賀発電所 2 号炉に対する設置変更許可をしないこととする処分
- ・ 中国電力島根原子力発電所 2 号炉の特定重大事故等対処施設の設置変更許可

- ・ 日本原子力発電東海第二発電所の特定重大事故等対処施設の設計及び工事の計画の一部の変更認可
- ・ 東北電力女川原子力発電所 2 号炉の特定重大事故等対処施設の設計及び工事の計画の一部の変更認可
- ・ 関西電力高浜発電所 3 号炉及び 4 号炉の運転期間延長の認可
- ・ 関西電力大飯発電所 3 号炉及び 4 号炉の長期施設管理計画の認可 等

また、核燃料施設等については、主に以下の措置等を行った。

- ・ 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所原子炉施設の放射性廃棄物の廃棄施設及び大洗原子力工学研究所の廃棄物管理施設の新規制基準適合に係る設計及び工事の計画の認可
- ・ 日本原燃 MOX 加工施設の新規制基準適合に係る設計及び工事の計画の一部の認可

(関連白書等：原子力規制委員会年次報告)

